

龍谷大学 履修要項

2025年度 法学研究科

🏠 > 教育課程＜年度別＞ > 2025年度入学生 法学研究科 > 2025年度 法学研究科

🔄 最終更新日：2025年3月10日

2025年度入学生

法学研究科

2025年度入学生 法学研究科 メニュー

「教育理念・目的」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」>

- 法学研究科の教育理念・目的>
- 学位授与の方針>
- 教育課程編成・実施の方針>
- 法学研究科年間日程>

修士課程>

- 【1】法学研究科で授与する学位>
- 【2】修士課程のコース・プログラムについて>
- 【3】開設科目>
- 【4】履修規程>
4-1.科目の履修> 4-2.修了の要件> 4-3.単位認定について> 4-4.成績評価> 4-5.GPA制度> 4-6.履修辞退制度> 4-7.9月修了について>
- 【5】研究指導【法学研究科 修士課程】>
- 【6】修士論文・課題研究について>
6-1.修士論文・課題研究について> 6-2.修士論文・課題研究提出要領>

博士後期課程>

- 【1】法学研究科で授与する学位>
- 【2】開設科目>
- 【3】履修規程>
- 【4】研究指導【法学研究科 博士後期課程】>
- 【5】博士学位の申請にかかる論文等提出要領>
- 【6】単位取得満期退学した場合の『課程博士』学位授与の取り扱い>
- 【7】研究生による博士の学位授与の取り扱い>
- 【8】博士後期課程単位取得による依願退学について>
- 【9】課程博士にかかる学位申請の受理および審査に関する申し合わせ>
- 【10】論文博士にかかる学位申請の受理および審査に関する申し合わせ>

その他>

- 【1】「長期履修学生制度」について>

1.対象課程 > 2.対象者 > 3.長期履修期間 > 4.申請手続き > 5.長期履修期間の変更 > 6.審査方法（新規申請及び変更） >
7.学費等の納入方法 > 大学院における長期履修の取扱いに関する規程 >

- 【2】特別専攻生の申し込みについて >
特別専攻生規程 >
- 【3】研究生の申し込みについて >
研究生に関する規程（「龍谷大学大学院学則」抜粋） >
- 【4】学部科目履修の申し込みについて >
法学研究科学部科目履修に関する内規 >
- 【5】放送大学大学院開講科目の履修と単位認定について >
- 【6】修士論文、課題研究および博士後期課程単位修得認定論文の閲覧について >
- 【7】税理士試験における税法科目免除について >

学修生活の手引き >

- 【1】届書・願書および各種証明書 >
(1) 届書 > (2) 願書 > (3) 各種証明書の交付申請 > (4) 学校学生生徒旅客運賃割引証（以下、「学割証」） >
(5) 証明書自動発行機の設置場所およびサービス時間帯について >
(6) 裁判員制度に伴い裁判員（候補者）に選任された場合の手続きについて >
- 【2】学籍の取り扱い >
1.学籍とは > 2.学籍簿 > 3.学生証 > 4.学籍の喪失 > 5.休学と復学 > 6. 再入学 >
- 【3】教育訓練給付制度について >

「教育理念・目的」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」

法学研究科の教育理念・目的

法学研究科は、「真実を求め真実に生きる」という建学の精神と日本国憲法の理念を基礎に、法学・政治学の領域で高度な研究・教育を通じて、世界と地域で活躍し、共生（ともいき）の社会を担う、人権感覚に溢れた研究者及び専門職業人の養成を目的とする。

◆修士課程

修士課程は、大学における4年間の学修によって獲得された一般的教養と専門的教養の基礎の上に、さらに広い視野に立った深い学識と専攻分野における研究能力を育むことを通じて、研究者及び高度の専門性を要する職業人に必要な能力を涵養する。

◆博士後期課程

博士後期課程は、修士課程における学修によって獲得された深い学識と研究能力の基礎の上に、専攻分野において、研究者及び高度な専門知識を有する専門職業人として自立して研究活動を遂行するのに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を涵養する。

学位授与の方針

◆修士課程

〈大学院学生に保証する基本的な資質〉

【備えるべき能力】

- 広い教養と専攻する法学、政治学の専門知識の双方を有し、これらを総合して問題を把握し、理解することができる。
- 専攻分野における研究を進め、高度の専門性を要する職業上の実践にその専門性を発揮することができる。
- 世界と地域で活躍し、共生（ともいき）社会を担うことができる。

【将来発揮することが期待される能力】

- 広い教養と専攻する法学、政治学の専門性を基礎に、問題を発見し、直面する課題の解決に力を発揮することができるようになる。
- 世界と地域において協働を育み、共生（ともいき）社会の発展のための理論構築や実践を進めることができるようになる。

◆◆税法プログラム

【備えるべき能力】

- 税法に関する深い専門的知識及びそれに関連する法学、会計学等における専門的知識を修得し、これらを用いて税法に関連する実践的諸課題を体系的に把握し適切に解決することができる。
- 高度専門職業人として高い職業倫理観をもって社会に貢献できる。

【将来発揮することが期待される能力】

- 税法における研究を進め、高度の専門性を要する職業上の実践にその専門性を発揮することができる。
- 高度専門職業人として高い職業倫理観を発揮し、実践的課題に取り組むことによって社会の発展に寄与することができる。

◆◆地域公共人材総合研究プログラム

【備えるべき能力】

- 所属する各研究科が求める学問的な知識と能力を修得するとともに、専門的職業人を含む協働型社会の担い手に必要な実践的、実務的な知識と能力を修得することができる。
- 世代や職業分野を超えてコミュニケーションできるスキルと志向を持つことができる。
- 歴史的、理論的、実践的な視点から、協働についての学問的知識を持つことができる。
- 地域のポテンシャルを発掘し、それらを活かして新たな価値を創造する能力を持つことができる。

【将来発揮することが期待される能力】

- 現代的で人類的な課題に対する専門的知識に支えられた市民的思考力を有する人材として、協働型社会構築の担い手として地域や職場で活躍することができるようになる。
- 社会や職場が抱えている課題について、協働による課題解決アプローチを構想できる分析提言能力を持つことができるようになる。
- 社会的ニーズを満たすために、革新的な発想によって地域のポテンシャルの新たな活かし方を創造する能力を持つことができるようになる。
- 生涯学習への意欲を持ち、より高度な専門的職業人を含む協働型社会の担い手になるための研鑽を続けることができるようになる。

◆◆アジア・アフリカ総合研究プログラム

【備えるべき能力】

法学、経済学、及び国際文化学の知識と技術を活用して、アジア或いはアフリカの事象について

- 地域についての総合的な知識を蓄える。
- 多角的な視点で文献調査および現地調査の手法を活用できる。
- 多様な理論と手法の有効性を理解する。
- 当該地域の人々に対して倫理的な自覚を持つ。
- 構造的に分析し、説得的な論文を執筆できる。

【将来発揮することが期待される能力】

法学、経済学、及び国際文化学の知識と技術を活用して、アジア或いはアフリカの事象について

- 未知の地域あるいは問題に立ち向かい、自律的にかつ持続的に研究あるいは職業的な活動を実施できる。
- 必要な知識を収集・分類・分析できる。
- 最適な理論や手法を適用することができる。
- 創造的な分析に基づいた独創的な論文作成あるいは提言ができる。

◆修士課程

〈学位授与の諸要件〉

- 修士課程に原則として2年以上在学すること。
- 所定の科目について32単位以上（修士論文の場合は「特別研究Ⅰ・Ⅱ（8単位）」、課題研究の場合は「特別研究Ⅰ（4単位）」を含む）を修得すること。
- 龍谷大学大学院法学研究科履修要項に基づき、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文ないし課題研究を提出してその審査及び最終試験に合格すること。

◆博士後期課程

〈大学院学生に保証する基本的な資質〉

【備えるべき能力】

- 修士課程における学修により培われた深い学識と研究能力を基礎に、専攻分野において研究者及び高度な専門知識を有する専門職業人として自立して研究活動を遂行し、職務を実践することができる。
- 深い学識と研究能力を発揮して、現代社会が抱える複雑な諸問題について、その課題・論点を発見、分析し、具体的な解決案を提示することができる。

【将来発揮することが期待される能力】

- 深い学識と研究能力を基礎に、専攻分野において研究者及び高度な専門知識を有する専門職業人として自立して研究活動を遂行することができるようになる。
- 現代社会が抱える複雑な諸問題について、その課題を発見、分析、解決し、具体的な解決案を提示して、世界、地域の構成員とともに、現実の問題を解決することができるようになる。

◆博士後期課程

〈学位授与の諸要件〉

- 博士後期課程に3年以上在学すること。
- 所定の科目について12単位以上（博士論文指導である「特別演習Ⅰ」、「特別演習Ⅱ」および「特別演習Ⅲ」の12単位修得を含む）を修得すること。
- 龍谷大学学位規程および龍谷大学大学院法学研究科履修要項に基づき、必要な研究指導を受けたいえ、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。

教育課程編成・実施の方針

◆修士課程

- 広い視野に立った深い学識と専攻分野の研究能力を育むことができるよう、法学コースと政治学コースを設け、徹底した少人数の演習形式の講義を主とした教育課程を編成する。法律学、政治学分野の専攻する科目を重点的に履修しつつ、隣接分野をはじめとする幅広い科目を履修することができる。
- 専攻分野での確実な研究能力の育成のために、「特別研究」を設け、修士論文・課題研究作成時に対する専攻する分野の指導教員の集中的指導を受けることができる。さらに、中間報告会での研究成果の発表など専攻又は関連分野の複数の教員の集団的指導を受ける体制をもって論文作成を支援する。
- 夜間開講など、社会人が働きながら学ぶことができるようカリキュラムを編成し、その修学を支援する。
- 地域公共人材総合研究プログラムを共同運営し、他研究科と協力して、自治体や市民活動団体と締結した地域連携協定を活用し、地域社会の課題に実務としてとりくむ人材の学びの要請に応える科目編成、コース設計および修学支援を行う。
- アジア・アフリカ総合研究プログラムを共同運営し、アジア・アフリカ地域研究に必要な知識・能力の獲得のため、研究科を横断した授業群を設け、フィールド調査や、学内外の研究組織・プログラムと連携したワークショップ、フォーラムなどを活用し、体系的な教育プログラムを提供する。
- 税理士を目指す方や税理士事務所等に勤務しながら税法および会計学等に関する専門的な知識の修得を希望する者などを対象に税法プログラムを設け、専門的かつ総合的な教育を提供する。

◆◆税法プログラム

- 税法のみならず法学その他の関連する分野の幅広い学識と税法の研究能力を育むことができるよう税法プログラムを設ける。税法分野の専攻科目を重点的に履修しつつ、基礎的な研究能力を養成する科目やその他隣接分野の幅広い科目を履修することができる。
- 夜間開講、オンライン受講など社会人が働きながら学ぶことができるようカリキュラムを編成し、その修学を支援する。

◆◆地域公共人材総合研究プログラム

「理論と実務をつなぐ」を基本方針に、「学位授与の方針」に明示した資質等を達成するため、以下の方針にもとづき、教育課程を編成し、コースを運営する。

- 地域公共政策、民際学、公法学、地域社会学、経営学等について多角的な視野から調査・研究するため、二研究科（法学研究科、政策学研究科）を横断する多様な専門科目によるカリキュラム編成を行う。
- 市民活動団体や自治体、経済団体と結んだ地域連携協定を活用し、「地域」を焦点に、連携団体の「実務」と大学院の「理論」を学ぶ環境と科目を積極的に設け、現場に即した課題抽出・課題解決提示・新価値創造能力の向上をめざす。その一環で、地域社会において世代・職業分野をこえ多様な主体と協働する能力を育成する科目の開発および設置に積極的にとりくむ。
- 地域社会の課題に実務としてとりくむ人材の学びの要請に応える科目編成、コース設計および修学支援を積極的に進める。
- NPO、自治体職員、企業、経済団体等の社会人学生と若手学生が共同討議する「特別演習」を必修科目とするとともに、「NPO・地方行政研究コース」は「地域公共人材実践演習」を必修科目とし、「ソーシャル・イノベーション研究コース」は「ソーシャル・イノベーション実践演習」を必修とし、総合的、多角的視野をもった学びのコミュニティを創出し、個別指導と集団指導を複合させた修士論文指導体制との効果を相乗させる。

◆◆アジア・アフリカ総合研究プログラム

- 「学位授与の方針」に示した資質等を獲得するため、初年度に「プログラム特別演習」を実施する。また、三研究科（法学研究科、経済学研究科、国際学研究科）における専門能力を修得し、アジア・アフリカ地域研究に必要な知識・能力を得るため、研究科を横断した科目群を設け、体系的な教育プログラムを編成する。
- フィールド調査能力強化のため、フィールド調査費補助制度を設け、積極的なフィールド調査支援を行うとともに、最終的にその成果を修士論文にまとめるよう指導する。（修士号取得のための指導は、各研究科の教育課程編成に従って実施する。）
- プログラムの教育的統合性を維持・強化するため、通常の運営プロセスに加えて、教員及び院生の研究発表、意見交換、各種ワークショップ、またはフォーラムを随時開催する。

◆博士後期課程

- 修士課程における学修により培われた深い学識と研究能力を基礎に専攻分野において自立して研究活動を遂行し、職務を実践することができるような確実な研究能力の育成のために、3年間にわたり「特別演習」を設け、博士論文作成にむけて、専攻する分野の教員の集中的な個別指導を受けることができる。
- 法学会研究会、矯正・保護総合センター、地域公共人材・政策開発リサーチセンター、里山学研究センター、グローバル・アフェアーズ研究センターなど学内の研究センターの研究会などを通じて、研究成果を発表し、専攻又は関連分野の教員の集団的指導を受ける体制をもって論文作成を支援する。
- 学会報告奨励金を給付するなど、学会及び学会に準じる研究会などにおける積極的な研究成果の発表を奨励し、支援する。
- 夜間開講など、社会人が働きながら学ぶことができるようカリキュラムを編成し、その修学を支援する。

法学研究科年間日程

1. 2025年度 大学院法学研究科学年暦

ポータルサイトで確認してください。

<https://portal.ryukoku.ac.jp>

2. 2025年度大学院法学研究科日程

第1学期

月	日	修士	博士	内容
2025年 4月	1日（火）	○	●	学年始
	2日（水）	○	●	入学式
	3日（木）～8日（火）	○	●	履修指導期間
	9日（水）	○	●	第1学期授業開始
		○		〈修士課程〉 ・授業科目受講届（全員） ・所属コース・プログラム登録届（修士1年次生） ・指導教員希望届（9月入学の修士1年次生） ・修士論文・課題研究題目および指導教員届（修士2年次生） ・9月修了意思確認書（希望者のみ）
			●	〈博士課程〉 ・授業科目受講届 ・指導教員希望届（博士1年次生）
5月	上旬	○		【9月修了希望者】修士論文・課題研究中間発表
	7日（水）～9日（金）、 12日（月）～13日（火）	○		履修辞退受付期間
	中旬	○	●	指導教員発表（9月入学の修士1年次生）（博士1年次生）
	下旬		●	〈博士課程〉 ・研究指導計画書（博士1年次生）
			●	【9月修了希望者】博士論文提出×切
	23日（金）	○		【9月修了希望者】修士論文・課題研究題目変更届提出×切
6月	6日（金）	○		【9月修了希望者】修士論文・課題研究提出×切
7月	上旬～中旬	○		【9月修了希望者】修士論文・課題研究口頭諮問
	上旬～下旬	○		修士論文・課題研究中間発表（第1期）
	29日（火）	○	●	第1学期授業終了
8月	7日（木）～9月8日（月）	○	●	夏期休業
	11日（月）～18日（月）	○	●	一斉休暇
9月	18日（木）	○	●	9月修了者 学位記授与式

月	日	修士	博士	内容
9月	9日（火）	○	●	第2学期開始
	9日（火）～18日（木）	○	●	履修指導期間
	19日（金）	○	●	第2学期授業開始
	25日（木）	○		〈修士課程〉 ・授業科目（追加・変更）受講届（希望者のみ） ・所属コース・プログラム登録届（9月入学の修士1年次生） ・指導教員希望届（修士1年次生）
			●	〈博士課程〉 ・指導教員希望届（9月入学の博士1年次生）
10月	20日（月）～24日（金）	○		履修辞退受付期間
	下旬	○	●	指導教員発表（修士1年次生）（9月入学の博士1年次生）
		○		〈修士課程〉 ・研究指導計画書（修士1年次生）
	下旬～11月中旬	○		修士論文・課題研究中間発表（第2期）
11月	28日（金）		●	博士学位申請論文提出×切
		○		修士論文・課題研究題目変更届提出×切
12月	29日（月）～1月5日（月）	○	●	冬期休業
	29日（月）～1月5日（月）	○	●	一斉休暇
2026年 1月	6日（火）	○	●	授業再開
	16日（金）	○		修士論文・課題研究提出×切
	19日（月）	○	●	第2学期授業終了
	下旬～2月上旬	○		修士論文・課題研究口述諮問
2月	1月28日（水）～3月31日（火）	○	●	春期休業
	下旬～3月上旬	○		修士論文・課題研究発表会（全員参加・分野別開催）
3月	14日（土）	○	●	学位記授与式（深草）
	31日（火）	○	●	学年終

修士課程

【1】 法学研究科で授与する学位

法律学専攻 修士（法学） Master of Laws

【2】 修士課程のコース・プログラムについて

修士課程には法学コース、政治学コース、税法プログラム、地域公共人材総合研究プログラム、アジア・アフリカ総合研究プログラムがあります。コース・プログラムの趣旨と目的は次のとおりです。

①法学コース

法学の研究能力を鍛錬し、法学研究者の育成を行うほか、各種公務員や法律関係職はもちろん、企業等で活躍できる人材に必要な、幅広い専門知識・法的思考力の涵養を目指します。

②政治学コース

広く政治学分野に関する研究能力を鍛錬し、政治学研究者の育成を行うほか、国内政治、国際政治に対する分析と思考の能力を育み、国内また国際公務員、教員、マスコミ関係者、企業の政策担当者など国内外で幅広く活躍する人材の養成を行います。

③税法プログラム

税理士を目指す者や税理士事務所等に勤務しながら税法および会計学等に関する専門的な知識の修得を希望する者などを対象に、大学院としての専門的かつ総合的な教育を提供します。

④地域公共人材総合研究プログラム

自治体や市民活動など分権社会で活躍する高度専門的な資質を有する人材を育成することを目的としたプログラムで、政策学研究科と法学研究科が共同運営しています。地域の行政と市民活動を架橋する実務教育を通じて、自治体職員やNPO・NGOスタッフ、地方政治家や政策提案にかかわる市民など、地域政策と分権社会を支える多様で高度な専門性をもつ人材を養成します。

⑤アジア・アフリカ総合研究プログラム

アジア・アフリカ地域研究に特化した大学院修士課程プログラムで、法学研究科、経済学研究科および国際学研究科が共同運営しています。アジア・アフリカ地域に関する専門知識および、政治学や経済学などの基礎理論を修得することで、途上国で実践的に活動できる基礎力を身につけます。地域研究と専門分野双方の学修を生かした、多様な進路が開かれます。

【3】 開設科目

2014年度以前入学者は履修登録前に法学部教務課にご相談ください。

◆：学部合併科目

◎：他研究科科目

N：地域公共人材総合研究プログラム

A A：アジア・アフリカ総合研究プログラム

コース	授業名	教免対象科目	単位	備考
法学コース	法哲学研究Ⅰ	○	2	
	法哲学研究Ⅱ	○	2	
	法史学研究Ⅰ	○	2	
	法史学研究Ⅱ	○	2	
	外国法研究Ⅰ	◆	2	学部合併：法律文献講読A
	外国法研究Ⅱ	◆	2	学部合併：法律文献講読B
	外国法研究Ⅲ		2	
	外国法研究Ⅳ		2	
	憲法研究Ⅰ	○	2	
	憲法研究Ⅱ	○	2	
	憲法研究Ⅲ	○	2	
	宗教法研究		2	
	行政法研究Ⅰ	○	2	
	行政法研究Ⅱ	○	2	
	地方自治法研究	○	2	合併：地方自治法研究(N)
	自治体法務研究	○	2	合併：自治体法務研究(N)
	税法研究Ⅰ	○	2	
	税法研究Ⅱ	○	2	
	税法研究Ⅲ	○	2	
	税法特別研究Ⅰ	○	2	
	税法特別研究Ⅱ	○	2	
	税法特別研究Ⅲ	○	2	
	国際法研究Ⅰ	○	2	合併：国際法研究Ⅰ(A A)
	国際法研究Ⅱ	○	2	
	国際人権法研究Ⅰ		2	

國際人權法研究Ⅱ			2	合併：國際人權法研究Ⅱ（A A）
國際環境法研究Ⅰ			2	合併：國際環境法研究Ⅰ（A A）
國際環境法研究Ⅱ			2	
刑法研究Ⅰ		○	2	
刑法研究Ⅱ		○	2	
刑法研究Ⅲ		○	2	
刑法研究Ⅳ		○	2	
刑事訴訟法研究Ⅰ		○	2	
刑事訴訟法研究Ⅱ		○	2	
刑事訴訟法研究Ⅲ		○	2	
刑事訴訟法研究Ⅳ		○	2	
刑事學研究Ⅰ		○	2	
刑事學研究Ⅱ		○	2	
刑事學研究Ⅲ		○	2	
刑事學研究Ⅳ		○	2	
民法研究Ⅰ		○	2	
民法研究Ⅱ		○	2	
民法研究Ⅲ		○	2	
民法研究Ⅳ		○	2	
民法研究Ⅴ		○	2	
民法研究Ⅵ		○	2	
擔保物權法研究	◆	○	2	學部合併：擔保物權法
契約法研究Ⅰ			2	
契約法研究Ⅱ			2	
不法行為法研究		○	2	
消費者法研究		○	2	
商法研究Ⅰ		○	2	
商法研究Ⅱ		○	2	
商法研究Ⅲ		○	2	
商法研究Ⅳ		○	2	
会社法研究Ⅰ		○	2	
会社法研究Ⅱ		○	2	

会社法研究Ⅲ		○	2	
会社法研究Ⅳ		○	2	
企業法務論研究Ⅰ		○	2	合併：企業法務論研究Ⅰ（N）
企業法務論研究Ⅱ		○	2	合併：企業法務論研究Ⅱ（N）
企業取引法研究Ⅰ		○	2	合併：企業取引法研究Ⅰ（N）
企業取引法研究Ⅱ		○	2	合併：企業取引法研究Ⅱ（N）
独占禁止法研究Ⅰ			2	
独占禁止法研究Ⅱ			2	
知的財産法研究Ⅰ		○	2	合併：知的財産法研究Ⅰ（N）
知的財産法研究Ⅱ		○	2	合併：知的財産法研究Ⅱ（N）
民事訴訟法研究Ⅰ			2	
民事訴訟法研究Ⅱ			2	
国際私法研究Ⅰ			2	
国際私法研究Ⅱ			2	
国際取引法研究Ⅰ			2	
国際取引法研究Ⅱ			2	
労働法研究Ⅰ		○	2	
労働法研究Ⅱ		○	2	
社会保障法研究Ⅰ		○	2	
社会保障法研究Ⅱ		○	2	
社会法研究Ⅰ		○	2	
社会法研究Ⅱ		○	2	
法律実務論	◆		4	学部合併：法律実務論（事前申込必要）
不動産登記法研究Ⅰ		○	2	
不動産登記法研究Ⅱ		○	2	
登記実務研究Ⅰ		○	2	
登記実務研究Ⅱ		○	2	

政治学研究	◎		2	
政治思想研究Ⅰ			2	
政治思想研究Ⅱ			2	
日本政治史研究		○	2	
日本政治外交史研究		○	2	
政治過程論研究			2	
行政学研究	◎		2	
公共政策学研究	◎		2	
比較社会政策論研究	◎		2	
地方自治体研究	◎		2	合併：地方自治体研究 (N)
都市政策研究	◎		2	2019年度以前入学生は 受講不可
地域開発論研究	◎		2	合併：地域協働研究 (N)
地域研究発展演習Ⅰ	◎		2	
地域研究発展演習Ⅱ	◎		2	
地域研究発展演習Ⅲ	◎		2	
地域研究発展演習Ⅳ	◎		2	
経済政策研究	◎		2	
地域経済論研究	◎		2	
社会政策研究	◎		2	
国際政治学研究		○	2	
国際研究発展演習Ⅰ	◆	○	2	学部合併：国際研究発 展ゼミⅠ
国際研究発展演習Ⅱ			2	
比較政治論研究		○	2	合併：比較政治論研究 (A A)
西洋政治史研究		○	2	
開発援助論研究			2	合併：開発援助論研究 (A A)
平和・紛争論研究		○	2	合併：平和・紛争論研 究 (A A)
国家・民族論研究			2	合併：国家・民族論研 究 (A A)
外交政策論研究		○	2	合併：外交政策論研究 (A A)

	EU政策論研究		○	2	合併：EU政策論研究（N）
	第三世界政治論研究			2	
	アジア政治論研究			2	合併：アジア政治論研究（A A）
	アジアアフリカ総合研究特別演習	◎		2	合併：アジアアフリカ総合研究特別演習（A A）
	中東政治論研究		○	2	合併：中東政治論研究（A A）
	アフリカ政治論研究		○	2	合併：アフリカ政治論研究（A A）
	アフリカ社会論研究		○	2	合併：アフリカ社会論研究（A A）
	国際政治文献講読			2	
	民際学理論研究	◎		2	合併：民際学理論研究（A A）
	国際政治経済学研究	◎		2	合併：国際政治経済学研究（A A）
	国際経済論研究	◎		2	英語による開講（EMの受講生がない場合は不開講）
	多国籍企業論研究	◎		4	
	企業のCSR実践演習	◎		2	
	都市計画研究	◎		2	合併：都市計画研究（N）
税法プログラム	法哲学研究Ⅰ		○	2	
	法哲学研究Ⅱ		○	2	
	法史学研究Ⅰ		○	2	
	法史学研究Ⅱ		○	2	
	外国法研究Ⅰ	◆		2	学部合併：法律文献講読A
	外国法研究Ⅱ	◆		2	学部合併：法律文献講読B
	外国法研究Ⅲ			2	
	外国法研究Ⅳ			2	
	憲法研究Ⅰ		○	2	
	憲法研究Ⅱ		○	2	
	憲法研究Ⅲ		○	2	

宗教法研究			2	
行政法研究Ⅰ		○	2	
行政法研究Ⅱ		○	2	
地方自治法研究		○	2	合併：地方自治法研究 (N)
自治体法務研究		○	2	合併：自治体法務研究 (N)
税法研究Ⅰ		○	2	
税法研究Ⅱ		○	2	
税法研究Ⅲ		○	2	
税法特別研究Ⅰ		○	2	
税法特別研究Ⅱ		○	2	
税法特別研究Ⅲ		○	2	
国際法研究Ⅰ		○	2	合併：国際法研究Ⅰ (A A)
国際法研究Ⅱ		○	2	
国際人権法研究Ⅰ			2	
国際人権法研究Ⅱ			2	合併：国際人権法研究 Ⅱ (A A)
国際環境法研究Ⅰ			2	合併：国際環境法研究 Ⅰ (A A)
国際環境法研究Ⅱ			2	
刑法研究Ⅰ		○	2	
刑法研究Ⅱ		○	2	
刑法研究Ⅲ		○	2	
刑法研究Ⅳ		○	2	
刑事訴訟法研究Ⅰ		○	2	
刑事訴訟法研究Ⅱ		○	2	
刑事訴訟法研究Ⅲ		○	2	
刑事訴訟法研究Ⅳ		○	2	
刑事学研究Ⅰ		○	2	
刑事学研究Ⅱ		○	2	
刑事学研究Ⅲ		○	2	
刑事学研究Ⅳ		○	2	
民法研究Ⅰ		○	2	

民法研究Ⅱ		○	2	
民法研究Ⅲ		○	2	
民法研究Ⅳ		○	2	
民法研究Ⅴ		○	2	
民法研究Ⅵ		○	2	
担保物権法研究	◆	○	2	学部合併：担保物権法
契約法研究Ⅰ			2	
契約法研究Ⅱ			2	
不法行為法研究		○	2	
消費者法研究		○	2	
商法研究Ⅰ		○	2	
商法研究Ⅱ		○	2	
商法研究Ⅲ		○	2	
商法研究Ⅳ		○	2	
会社法研究Ⅰ		○	2	
会社法研究Ⅱ		○	2	
会社法研究Ⅲ		○	2	
会社法研究Ⅳ		○	2	
企業法務論研究Ⅰ		○	2	合併：企業法務論研究Ⅰ（N）
企業法務論研究Ⅱ		○	2	合併：企業法務論研究Ⅱ（N）
企業取引法研究Ⅰ		○	2	合併：企業取引法研究Ⅰ（N）
企業取引法研究Ⅱ		○	2	合併：企業取引法研究Ⅱ（N）
独占禁止法研究Ⅰ			2	
独占禁止法研究Ⅱ			2	
知的財産法研究Ⅰ		○	2	合併：知的財産法研究Ⅰ（N）
知的財産法研究Ⅱ		○	2	合併：知的財産法研究Ⅱ（N）
民事訴訟法研究Ⅰ			2	
民事訴訟法研究Ⅱ			2	
国際私法研究Ⅰ			2	
国際私法研究Ⅱ			2	

	国際取引法研究Ⅰ			2	
	国際取引法研究Ⅱ			2	
	労働法研究Ⅰ		○	2	
	労働法研究Ⅱ		○	2	
	社会保障法研究Ⅰ		○	2	
	社会保障法研究Ⅱ		○	2	
	社会法研究Ⅰ		○	2	
	社会法研究Ⅱ		○	2	
	法律実務論	◆		4	学部合併：法律実務論 (事前申込必要)
	不動産登記法研究Ⅰ		○	2	
	不動産登記法研究Ⅱ		○	2	
	登記実務研究Ⅰ		○	2	
	登記実務研究Ⅱ		○	2	
	会計原則論研究	◎		4	
	国際会計論研究	◎		4	
	会計監査論研究	◎		4	
	会計情報論研究	◎		4	
	管理会計論研究	◎		4	
地域公共人材総合研究プログラム	地域公共人材総合研究 特別演習（23前）	◎		2	地域公共人材総合研究 プログラム生のみ受講 可〔必修〕
	地域公共人材総合研究 特別演習（23後）	◎		2	地域公共人材総合研究 プログラム生のみ受講 可〔必修〕
	地域リーダーシップ研 究	◎		2	
	先進的地域政策研究	◎		2	
	フィールドワーク特別 研究	◎		4	地域公共人材総合研究 プログラム生（協定先 推薦入学）のみ受講可
	地域協働研究	◎		2	合併：地域開発論研究 (政治学)
	まちづくりとコミュニ ティ研究	◎		2	
	まちづくりと法研究	◎		2	
	地域産業政策研究	◎		2	

非営利組織研究	◎		2	
地方自治体研究	◎		2	合併：地方自治体研究 (政治学)
都市計画研究	◎		2	合併：都市計画研究 (政治学)
ローカルビジネス・イ ノベーション研究	◎		2	
コミュニティメディア 研究	◎		2	
地方行政実務演習	◎		2	
協働ワークショップ実 践演習	◎		2	地域公共人材総合研究 プログラム生のみ受講 可
コミュニケーション・ ワークショップ実践演 習	◎		2	地域公共人材総合研究 プログラム生のみ受講 可
政策コミュニケーション 研究	◎		2	
キャリア・コミュニケ ーション演習	◎		2	
地域再生可能エネルギ ー実装演習	◎		2	地域公共人材総合研究 プログラム生のみ受講 可
グローバル戦略実践演 習	◎		2	
実践キャリア研究	◎		4	
地域公共人材実践演習	◎		4	事前申込必要
地域公共人材特別演習	◎		①	修了要件単位除外科目
自治体法務研究			2	合併：自治体法務研究 (法学)
地方自治法研究			2	合併：地方自治法研究 (法学)
EU政策論研究			2	合併：EU政策論研究 (政治学)
企業法務論研究Ⅰ			2	合併：企業法務論研究 Ⅰ (法学)
企業法務論研究Ⅱ			2	合併：企業法務論研究 Ⅱ (法学)
企業取引法研究Ⅰ			2	合併：企業取引法研究 Ⅰ (法学)
企業取引法研究Ⅱ			2	合併：企業取引法研究 Ⅱ (法学)

	知的財産法研究Ⅰ			2	合併：知的財産法研究Ⅰ（法学）
	知的財産法研究Ⅱ			2	合併：知的財産法研究Ⅱ（法学）
アジア・アフリカ総合研究プログラム	アジアアフリカ総合研究特別演習	◎		2	合併：アジアアフリカ総合研究特別演習（政治学）
	中東政治論研究			2	合併：中東政治論研究（政治学）
	アジア経済史研究	◎		2	
	アジア政治論研究			2	合併：アジア政治論研究（政治学）
	日本経済論研究	◎		2	
	中国経済論研究	◎		2	
	特殊研究（Asian Politics）			2	法学研究科英語講義科目⇔アジア政治論研究（A A）
	アジア経済論研究	◎		2	2010年度以前入学生は受講不可 英語開講
	アフリカ政治論研究			2	合併：アフリカ政治論研究（政治学）
	アフリカ経済論研究	◎		2	
	アフリカ社会論研究			2	合併：アフリカ社会論研究（政治学）
	特殊研究（African Politics）			2	法学研究科英語講義科目⇔アフリカ政治論研究（A A）
	国際政治経済学研究	◎		2	合併：国際政治経済学研究（政治学）
	比較政治論研究			2	合併：比較政治論研究（政治学）
	国家・民族論研究			2	合併：国家・民族論研究（政治学）
	平和・紛争論研究			2	合併：平和・紛争論研究（政治学）
	外交政策論研究			2	合併：外交政策論研究（政治学）
	開発援助論研究			2	合併：開発援助論研究（政治学）
	国際法研究Ⅰ			2	合併：国際法研究Ⅰ（法学）

国際人権法研究Ⅱ			2	合併：国際人権法研究Ⅱ（法学）
国際環境法研究Ⅰ			2	合併：国際環境法研究Ⅰ（法学）
特殊研究（Comparative Politics）			2	法学研究科英語講義科目⇔比較政治論研究（A A）
特殊研究（International Human Rights LawⅡ）			2	法学研究科英語講義科目⇔国際人権法研究Ⅱ（A A）
民際学概論	◎		2	
民際学理論研究	◎		2	合併：民際学理論研究（政治学）
経済協力論研究	◎		2	
環境経済論研究	◎		2	
国際地域経済研究	◎		2	2010年度以前入学生は受講不可
農業経済論研究	◎		2	2010年度以前入学生は受講不可
フィールド調査研究	◎		2	2010年度以前入学生は受講不可
開発経済学研究	◎		2	
特殊研究（法政応用英語Ⅰ）	◆		2	学部合併：法政応用英語入門A
特殊研究（法政応用英語Ⅱ）	◆		2	学部合併：法政応用英語発展A
特殊研究（法政応用英語Ⅲ）	◆		2	学部合併：法政応用英語入門B
特殊研究（法政応用英語Ⅳ）	◆		2	学部合併：法政応用英語発展B
日本研究A	◎		2	2018年度以前入学生は受講不可
日本研究B	◎		2	2018年度以前入学生は受講不可
共生社会研究A	◎		2	2018年度以前入学生は受講不可
共生社会研究B	◎		2	2018年度以前入学生は受講不可
言語文化研究A	◎		2	2018年度以前入学生は受講不可
言語文化研究B	◎		2	2018年度以前入学生は受講不可

	宗教文化研究 A	◎		2	2018年度以前入学生は 受講不可
	宗教文化研究 B	◎		2	2018年度以前入学生は 受講不可
	芸術・メディア研究 A	◎		2	2018年度以前入学生は 受講不可
	芸術・メディア研究 B	◎		2	2018年度以前入学生は 受講不可
共通	外国文献研究Ⅰ	◆		2	学部合併：特別講義 J (外国文献研究 A)
	外国文献研究Ⅱ	◆		2	学部合併：特別講義 J (外国文献研究 A)
	外国文献研究Ⅲ	◆		2	学部合併：特別講義 K (外国文献研究 B)
	外国文献研究Ⅳ	◆		2	学部合併：特別講義 K (外国文献研究 B)
	特殊研究（税法ケース 研究Ⅰ）			2	
	特殊研究（税法ケース 研究Ⅱ）			2	
	特殊研究（税法判例研 究）			2	
	特殊研究（法政応用英 語Ⅰ）	◆		2	学部合併：法政応用英 語入門 A
	特殊研究（法政応用英 語Ⅱ）	◆		2	学部合併：法政応用英 語発展 A
	特殊研究（法政応用英 語Ⅲ）	◆		2	学部合併：法政応用英 語入門 B
	特殊研究（法政応用英 語Ⅳ）	◆		2	学部合併：法政応用英 語発展 B
	特殊研究（民事法発展 演習）	◆		2	学部合併：民事法発展 ゼミⅠ・Ⅲ
	特殊研究（民法判例研 究）	◆		2	学部合併：民事法発展 ゼミⅡ・Ⅳ
	特殊研究（ジェンダー の法律学）			2	
	特殊研究（家族法基礎 理論研究）			2	
	特殊研究（市民社会と 団体）			2	
	特殊研究（法学の基礎 Ⅰ）			2	

	特殊研究（法学の基礎Ⅱ）		2	
	特殊研究（憲法実践演習）		2	
	特別研究Ⅰ		4	課題研究指導科目
	特別研究Ⅰ・Ⅱ		8	修士論文指導科目

講義概要（Syllabus）は龍谷大学ホームページ
<https://www.ryukoku.ac.jp/faculty/>
データベース（Webシラバス）を参照してください。

【4】履修規程

4-1.科目の履修

1. コース・プログラムの選択

入学後、初回の履修登録時に、2つのコースと3つのプログラムから、希望する1つのコース・プログラムを選択します。税法プログラムに所属することができるのは、予め入学試験の出願書類において税法をテーマとする修士論文の執筆を希望した者に限ります。

2. 授業科目の受講

研究計画により、所属コース・プログラムの開講科目を中心に履修します。所属コース・プログラム以外の科目も選択履修できます。

3. 履修登録の原則について

- 科目の重複履修はできませんのでご注意ください。
- 同分野でも名称に違いがあるものは別科目として扱います。
例えば、「法哲学研究Ⅰ（2単位）」と「法哲学研究Ⅱ（2単位）」はそれぞれ別科目として扱います。
- 2004年度以降入学生は、「特殊研究」を最大10単位まで履修できます。
ただし、10単位を超えて履修する特殊研究については、随意科目として登録履修できますが、修了要件には含まないものとします。
- 入学年度により、授業科目名・単位およびその取扱いが変更されています。具体的な授業科目の変更内容および読替については、当該年度の履修要項を確認の上、間違いの無いよう履修登録を行ってください。

4. 税法をテーマとする修士論文執筆者の先修要件について

税法をテーマとする修士論文執筆には、一定の科目の履修が条件となります。

税理士法の改正を受けて、税法をテーマとする修士論文に対する評価がより厳しくなっています。こうした事態に対応するために、税法の修士論文執筆に取り組む前提として、修士論文執筆可能な能力を有していることを示す一定数の税法関連講義科目の単位取得を条件とします。それによって、院生の学習意欲を高め、修士論文執筆への効果的な指導を促進します。

<税法の指導を行う教員担当の「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」の先修要件>

次の科目から「8単位以上」を履修していること

税法研究Ⅰ、税法研究Ⅱ、税法研究Ⅲ、税法特別研究Ⅰ、税法特別研究Ⅱ、税法特別研究Ⅲ、特殊研究（税法ケース研究Ⅰ）、特殊研究（税法ケース研究Ⅱ）、特殊研究（税法判例研究）、行政法研究Ⅰ、行政法研究Ⅱ

5. 他研究科開講科目の履修について

研究科委員会が教育上有益と認めた場合、他研究科開講科目を履修することができます。希望者は履修登録期間中に法学部教務課まで届け出てください。

4-2.修了の要件

1. 修了要件

修士課程の修了は32単位以上の単位取得と修士論文の合格によります。また、特定の課題についての研究（課題研究）の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができます。

なお、税理士を目指される大学院生は課題研究ではなく、修士論文を作成する必要があります。

2. 特別研究の受講について

修士論文・課題研究提出年度において、**課題研究の場合は「特別研究Ⅰ」、修士論文の場合は「特別研究Ⅰ」および「特別研究Ⅱ」を履修することが修了の要件となります。**

なお、指導教員は、原則として、当該年度の開講科目担当専任教員が当たることになります。大学院生は、指導を希望する教員と相談の上、指導教員希望届および研究指導計画書を第2学期（日程は、「法学研究科年間日程」を参照）に提出してください。

3. コース・プログラムにより履修すべき単位について

A) 法学コースの院生は、法学コース科目群の科目から8単位以上を履修すること。

- ・他研究科および放送大学大学院開講科目を履修できる単位数は合計8単位までとする。
- ・大学院・学部合併科目を履修できる単位数の上限は8単位とする。

B) 政治学コースの院生は、政治学コース科目群の科目から8単位以上を履修すること。

- ・他研究科および放送大学大学院開講科目を履修できる単位数は合計8単位までとする。ただし、政治学コース科目群の政策学研究科開講科目はこの限りではない。
- ・大学院・学部合併科目を履修できる単位数の上限は8単位とする。

C) 税法プログラムの院生は、税法プログラム科目群の科目から8単位以上を履修すること。

- ・他研究科および放送大学大学院開講科目を履修できる単位数は合計8単位までとする。ただし、税法プログラム科目群の他研究科開講科目はこの限りではない。
- ・他大学院・学部合併科目を履修できる単位数の上限は8単位とする。

D) 地域公共人材総合研究プログラムの院生は、以下のとおり履修すること。

1年制の院生は、地域公共人材総合研究特別演習を4単位必ず履修すること。2年制の院生は、地域公共人材総合研究特別演習を8単位必ず履修すること。

- ・他研究科および放送大学大学院開講科目を履修できる単位数は合計8単位までとする。ただし、地域公共人材総合研究プログラム科目群の他研究科開講科目はこの限りではない。
- ・大学院・学部合併科目を履修できる単位数の上限は8単位とする。

E) アジア・アフリカ総合研究プログラムの院生は、以下のとおり履修すること。

アジア・アフリカ総合研究プログラムの院生は、アジアアフリカ総合研究特別演習（2単位）を必ず履修すること。また、アジア・アフリカ総合研究プログラム科目から、10単位以上（地域研究科目4単位以上を含む）を履修すること。

- ・他研究科および放送大学大学院開講科目を履修できる単位数は合計8単位までとする。
- ・ただし、アジア・アフリカ総合研究プログラム科目群の他研究科開講科目はこの限りではない。
- ・大学院・学部合併科目を履修できる単位数の上限は8単位とする。

■アジア・アフリカ総合研究プログラムについて（2007年度以降入学生対象）

アジア・アフリカ総合研究プログラムは、法学研究科、経済学研究科、国際学研究科の三つの研究科が共同で運営する大学院修士課程の共通プログラムです。それぞれの研究科から、アジア・アフリカ地域研究の専門家を中心とする教員が共通プログラムに参加し、学生を指導します。プログラムを修了した学生は所属研究科の修士号（法学修士、経済学修士、国際文化学修士）とプログラム修了証（Certificate of Completion of Graduate Program in Asian and African Studies）を取得することができます。たとえば法学研究科においてプログラムを修了した学生には法学修士号とプログラム修了証を授与されます。

＜修士課程及び当プログラムの修了要件＞

1. アジアアフリカ総合研究特別演習：2単位［必修］
2. プログラム科目（地域研究科目＋総合研究科目）：10単位［選択必修］
この内、地域科目から4単位以上履修のこと。
3. 以下の科目については、対応する「特殊研究」（英語による講義）が開設されています。対応関係にある科目は両方を履修することができますが、単位はどちらか一方しか認定されません（他方の科目は随意科目扱いとなります）。
例えば、「アジア政治論研究」と「特殊研究（Asian Politics）」は両方を履修することは可能ですが、どちらか一方しか単位は認定されません。

日本語講義科目		英語講義科目
アジア政治論研究	⇔	特殊研究（Asian Politics）
アフリカ政治論研究	⇔	特殊研究（African Politics）
比較政治論研究	⇔	特殊研究（Comparative Politics）
国際人権法研究Ⅱ	⇔	特殊研究（International Human Rights LawⅡ）

4. 修士論文もしくは課題研究の合格［必修］

※修士と当プログラムを修了のためには、以上1～4を全て満たすこと。（修了に要する合計単位数 32単位以上）

※なお、当プログラムを選択しない法学研究科所属の一般修士課程の院生も上記の科目を受講できます。ただし、上記のプログラム修了条件を仮に満たしたとしても、当初から当プログラムを選択していなければ、当プログラムの修了はできません。

アジア・アフリカ総合研究プログラム 特別演習・プログラム科目 ＜2019年度以降入学生対象＞

科目区分		授業科目	単位数	開講研究科	備考
特別演習		アジアアフリカ総合研究特別演習	2	国際学	
地域研究科目	アジアⅠ	アジア経済史研究	2	経済学	
		アジア政治論研究	2	法学	
		日本経済論研究	2	経済学	
		中国経済論研究	2	経済学	
		日本研究A	2	国際学	
		共生社会研究A	2	国際学	
		言語文化研究A	2	国際学	
		言語文化研究B	2	国際学	
		宗教文化研究B	2	国際学	

		芸術・メディア研究A	2	国際学	
		芸術・メディア研究B	2	国際学	
		特殊研究（Asian Politics）	2	法学	
	アジアⅡ	アジア経済論研究	2	経済学	英語開講
		中東政治論研究	2	法学	
	アフリカ	アフリカ政治論研究	2	法学	
		アフリカ経済論研究	2	経済学	
		アフリカ社会論研究	2	法学	
		特殊研究（African Politics）	2	法学	
総合研究科目	政治分野	国際政治経済学研究	2	経済学	
		比較政治論研究	2	法学	
		国家・民族論研究	2	法学	
		平和・紛争論研究	2	法学	
		外交政策論研究	2	法学	
		開発援助論研究	2	法学	
		国際法研究Ⅰ	2	法学	
		国際人権法研究Ⅱ	2	法学	
		国際環境法研究Ⅰ	2	法学	
		特殊研究（Comparative Politics）	2	法学	
		特殊研究（International Human Rights LawⅡ）	2	法学	
	経済分野	民際学概論	2	経済学	
		民際学理論研究	2	経済学	
		経済協力論研究	2	経済学	
		環境経済論研究	2	経済学	
		国際地域経済研究	2	経済学	
		農業経済論研究	2	経済学	
		フィールド調査研究	2	経済学	
		開発経済学研究	2	経済学	
	文化社会分野	特殊研究（法政応用英語Ⅰ）	2	法学	
		特殊研究（法政応用英語Ⅱ）	2	法学	
		特殊研究（法政応用英語Ⅲ）	2	法学	
		特殊研究（法政応用英語Ⅳ）	2	法学	

	日本研究B	2	国際学	
	共生社会研究B	2	国際学	
	宗教文化研究A	2	国際学	

4-3.単位認定について

1. 既修得科目の単位認定について

大学院法学研究科が教育上有益と認めるときは、学生が入学前に本学又は他大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を本学大学院法学研究科において修得したものとして認定することができます。

希望者は入学後（4月末日までに）、所定の用紙に既修得科目の「学業成績証明書」「シラバス」等関係書類を添えて法学部教務課まで届け出てください。なお、既修得単位の認定は15単位を上限とし、認定対象科目は当該学生の専攻を考慮し、研究科委員会が認めた科目に限ります。

2. 「法学部学生の大学院法学研究科地域公共人材総合研究プログラムにおける科目履修制度」により修得した単位の認定について

本学法学部卒業年次生のうち、一定の申込資格を有する者に限り、学部における修学に影響のない範囲で本学大学院法学研究科科目の履修を認める制度が2008年度より本学法学部で実施されています。この制度で先行して大学院法学研究科の単位を修得した者が、大学院法学研究科の学内推薦入学試験に合格し、入学後に地域公共人材総合研究プログラムに登録した場合、この制度によって修得した単位が本学法学研究科において修得したものと認定されます（上限10単位まで）。

この制度により10単位の認定を受けた者は、修士課程1年生において定められた以下の修了要件を満たすと、修士課程を1年の在学期間で修了することが可能です。ただし、最終結果で判定されますので、成果が不十分であれば、1.5年ないし2年の在学期間を経て修了することになります。

- ① 地域公共人材総合研究特別演習を4単位以上単位修得すること
- ② 特別研究Ⅰおよび特別研究Ⅱ（修士論文提出の場合）、または特別研究Ⅰ（課題研究提出の場合）のみの単位を取得し、修士論文ないし課題研究の審査に合格すること
- ③ 32単位以上（認定を受けた10単位を含む）の単位を修得すること

【注意事項】 この制度により単位認定を受けた者のコース登録変更は認められません。

（「法学部学生の大学院法学研究科地域公共人材総合研究プログラムにおける科目履修制度」による）

1年の在学期間で修了を希望する場合は、必ず定められた履修指導期間中に法学部教務課にて履修指導を受けてください。

4-4.成績評価

成績評価は、個々の科目について定められている単位数に相当する量の学修成果の有無やその内容を評価するために行われます。成績評価は、一般的に100点満点法で評価され、60点以上の評価を得られた場合に所定の単位が認定されます。

(1) 成績評価の方法

成績評価の方法は、シラバスに明示されています。不明な場合は授業担当者へお問い合わせください。

(2) 成績評価の基準

- ① 成績評価は、100点を満点とし、60点以上を合格、それを満たさない場合は不合格とします。
- ② 履修登録した科目の試験を受験しなかった場合、その試験の評価は0点となります。ただし、この場合でも、試験による評価以外に授業担当者が設定する方法により評価される場合があります。
- ③ 段階評価と評点の関係は、次のとおりとします。

適用入学年度	段階評価と評点
2004年度以前入学生	優（80～100点） 良（70～79点） 可（60～69点）
2005年度以降入学生	S（90～100点） A（80～89点） B（70～79点） C（60～69点）

※上記の段階評価以外に、G（合格）・D（不合格）で評価する場合があります。単位認定された科目の場合はN（認定）となります。

④学業成績証明書は、すべて段階評価で表示し、不合格科目は表示しません。

⑤学業成績表は、第1学期（前期）分を9月下旬、第2学期（後期）分を4月上旬に配付します。指定された期日に学生証を提示の上、法学部教務課で受け取ってください。

4-5.GPA制度

GPAとは、Grade Point Average（成績加重平均値）のことであり、従来の修得単位数による学修到達度判定に加え、どの程度のレベルで単位を修得したかを一目で表すものとして考えられたものです。

GPAは、各教科の評価点（100点満点）を次表のように換算しなおし、その合計を登録科目の総単位数で割って算出します。

評価点	グレイドポイント
100～90点	4
89～80点	3
79～70点	2
69～60点	1
59点以下	0

$$GPA = \frac{\sum (\text{登録科目のグレイドポイント} \times \text{単位数})}{\sum (\text{登録科目の単位数})}$$

※ 随意科目、履修辞退した科目については、ここでいう登録科目には含みません。

※ 成績を評価点（100点満点）で評価しない科目は算入しません。

4-6.履修辞退制度

1) 履修辞退制度とは

履修辞退制度とは、履修登録を行った科目の授業に出席していたものの、「家庭や職場等の事情により、環境が急変し受講が困難な場合」など、やむを得ない理由がある場合、履修辞退を申し出る制度のことです。

学期途中で授業や試験に出席しないことを決めた場合は、この履修辞退制度を利用することをお勧めします。ただし、単位制学費適用院生は、この制度によって履修を辞退した場合でも、登録の取り消しではないため、当該科目は学費積算の基礎となる単位数に含まれますので注意してください。

また、この履修辞退制度を利用して辞退した科目については、登録の取り消しではないため、学業成績表に科目名と辞退を示す記号「J」が記載されます。（学業成績証明書には修得科目のみ記載され、履修辞退科目については記載されません。）

大学院授業科目は、少人数で開催される形態のため、学部の履修辞退制度とは異なり、許可制となっております。

2) 手続き方法

以下の期間中に、履修辞退許可願に必要事項を記入の上、法学部教務課へ提出してください。なお、受付は窓口の開室中に限ります。

第1学期：2025年5月7日（水）～9日（金）、12日（月）～13日（火）

第2学期：2025年10月20日（月）～24日（金）

履修辞退する場合は以下の点に注意して手続きしてください。

- ① 次に掲げる科目については、履修辞退の対象科目から除外されます。
- ・他研究科提供科目（税法プログラム、地域公共人材総合研究プログラムおよびアジア・アフリカ総合研究プログラム所属生は、所属プログラム科目群の他研究科提供科目を除く）
 - ・集中講義科目
 - ・放送大学大学院科目
 - ・学部における履修辞退できない科目
 - ・その他、法学研究科長が認めた科目
- ② いったん申請された履修辞退は取り下げることができません。ただし、履修辞退した科目を次の学期以降に登録することはできます。
- ③ 通年科目の履修辞退を第1学期（前期）に申請した場合、第2学期（後期）の同科目も同時に履修辞退したことになります。

4-7.9月修了について

9月修了希望者は、以下の規程をよく確認し、「法学研究科年間日程」および「修士論文・課題研究について」の日程に従って手続きをしてください。

なお、学費や登録方法等の詳細については法学部教務課までお問い合わせください。

大学院法学研究科修士課程9月修了の取扱いについて

1. 修了資格

下記の2条件を満たした者について、9月修了を認めることができる。

- （1）所定の期間在学し、定められた単位を修得していること。
- （2）修士論文（大学院学則第12条第2項における課題研究を含む）を提出し、研究科委員会において合格の認定を受けていること。

2. 修了日付

この取扱いによる修了日付は、9月30日とする。

3. 学位記の書式

学位記の書式は、通常の修了の際のそれと同一とする。

付記事項

9月修了学生の学費は、前期分のみとする。（大学院学則第38条第2項）

【5】 研究指導【法学研究科 修士課程】

1) 研究指導スケジュール

年次	内容	研究指導概要
【1年次】		
4月	オリエンテーション	大学院での履修について説明する。 修士論文・課題研究の作成・提出までのスケジュールの説明を行い、論文作成の作法、文献・資料収集、著作権への配慮等について指導する。
5～7月	中間発表会（第1期） 分野別オリエンテーション	中間発表会（第1期）を実施し、修士課程2年次生の中間発表に参加するよう指導する。 その際、研究分野ごとにオリエンテーションを実施し、各分野固有の研究手法等について指導する。
9月	指導教員の決定	修士課程1年次生により提出された指導教員希望届にもとづき、指導教員を決定し、研究計画について検討・指導する。
10月	研究指導計画書の作成・提出	研究指導計画書を作成・提出する。

10～11月	中間発表会（第2期）	中間発表会（第2期）を実施し、修士課程2年次生の中間発表に参加するよう指導する。
2～3月	発表会 研究計画の発表	発表会を実施し、修士課程2年次生の発表に参加するよう指導する。 その際、修士課程1年次生が研究計画について発表するため、同発表にもとづき、改善すべき点、今後の方向性等について指導する。
【2年次】		
5～7月	中間発表会（第1期）	中間発表会（第1期）を実施し、修士課程2年次生の中間発表にもとづき、改善すべき点等について指導する。
10～11月	中間発表会（第2期）	中間発表会（第2期）を実施し、修士課程2年次生の中間発表にもとづき、改善すべき点等について指導する。
1月	修士論文・課題研究提出	
1～2月	修士論文・課題研究口述試問	口述試問を実施し、修士論文・課題研究の審査を行う。
2～3月	発表会	発表会を実施する。
3月	学位授与	

※状況により、上記のスケジュールは変更する場合があります。

2) 研究指導の方法及び内容

以下の「研究指導計画書」に基づき、研究指導を行います。

詳細については、指導教員に確認してください。

(様式)

作成日 年 月 日

龍谷大学 法学研究科 修士課程 研究指導計画書

※指導教員は学生と十分に打ち合わせを行った上で、研究指導計画書を作成してください。

学籍 番号		入学年月	
氏 名		コース/ プログラム	
研究 課題			
研究計画(学会発表・論文作成を含む)【学生記入欄】 ※1年次と2年次のそれぞれについて記入してください。			
研究指導計画【指導教員記入欄】			
		指導教員 氏名	印
備考			

【6】 修士論文・課題研究について

修士論文は、広い視野に立つ精深な学識をそなえ、かつその専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有することを立証するに足るものであることが必要で、2年間広い視野のもとに専攻分野の研究をした成果に相当するものでなければならない。

(「龍谷大学大学院学則 第12条第4項」より抜粋)

6-1. 修士論文・課題研究について

本年度、修士論文・課題研究の提出を予定している大学院生は、次の手順に従ってください。

▼9月修了希望者

- 1) 9月修了意思確認：2025年4月9日（水）
- 2) 修士論文・課題研究題目および指導教員届提出締切：4月9日（水）
- 3) 修士論文・課題研究中間発表：5月上旬
- 4) 修士論文・課題研究題目変更届提出締切：5月23日（金）
- 5) 修士論文・課題研究および要旨提出締切：6月6日（金）
- 6) 修士論文・課題研究口述試問期間：7月上旬～7月中旬

▼3月修了対象者（9月修了を希望しない院生も含む）

- 1) 修士論文・課題研究題目および指導教員届提出締切：2025年4月9日（水）
- 2) 修士論文・課題研究中間発表（第1期）：7月上旬～7月下旬
- 3) 修士論文・課題研究中間発表（第2期）：10月下旬～11月中旬
- 4) 修士論文・課題研究題目変更届提出締切：11月28日（金）
- 5) 修士論文・課題研究および要旨提出締切：2026年1月16日（金）
- 6) 修士論文・課題研究口述試問期間：1月下旬～2月上旬

6-2.修士論文・課題研究提出要領

1. 修士論文・課題研究提出

- 1) 第1年次には、専攻する科目を届け出なければならない。
- 2) 課程修了予定年次には、「大学院修士論文・課題研究題目届」の用紙に修士論文・課題研究の題目を記入して、所定の日時に届け出なければならない。
- 3) 修士論文・課題研究の題目を変更する者は、「大学院修士論文・課題研究題目変更届」の用紙に、変更した題目を記入して、所定の期日に届け出なければならない。
- 4) 修士論文および要旨を提出する者は、各々の正本1通、副本3通、計4通を所定の期日に提出しなければならない。
- 5) 課題研究および要旨を提出する者は、各々の正本1通、副本2通、計3通を所定の期日に提出しなければならない。
- 6) 副本は正本を複製したものとする。

2. 修士論文・課題研究作成要領

- 1) 修士論文・課題研究の作成にあたっては、専攻した科目の担当教員による研究指導を受けなければならない。
- 2) 修士論文・課題研究の内容は、広い視野に立つ精深な学識をそなえ、かつその専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを立証するものであることが必要であり、2年間広い視野に立って専攻分野の研究をした成果に相当するものでなければならない。
（大学院学則第12条第4項）。
- 3) 修士論文・課題研究の様式については、下記のとおりである。
 - ①原稿用紙を使用する場合は、修士論文は「龍谷大学大学院論文用紙」（400字詰）で注を含めて100枚以上でなければならない。課題研究は同上用紙で注を含めて50枚以上でなければならない。ただし、参考文献、資料等は枚数に算入しない。
 - ②ワープロを使用する場合には、縦書き1頁縦40字×横25行 または 横書き1頁横40字×縦25行（いずれもA4判用紙）で注を含めて40枚以上でなければならない。課題研究は同上用紙で注を含めて20枚以上でなければならない。ただし、参考文献、参考資料等は枚数に算入しない。
- 4) 修士論文・課題研究の要旨の様式については、下記のとおりである。
 - ①原稿用紙を使用する場合には、修士論文は「龍谷大学大学院論文用紙」（400字詰）で10枚程度とする。課題研究は同上用紙で5枚程度とする。
 - ②ワープロを使用する場合には、修士論文は縦書き1頁縦40字×横25行、または横書き1頁横40字×縦25行（いずれもA4判用紙）で4枚程度とする。課題研究は同上用紙で2枚程度とする。
- 5) 修士論文・課題研究および修士論文・課題研究の要旨の提出にあたっては、ペン書きまたはワープロによるものとする。

- 6) 英語で修士論文・課題研究を提出する場合は、題目提出時に、英語で執筆する旨と英語の題目を届け出なければならない。

3. 修士論文・課題研究審査

- 1) 修士論文・課題研究の審査は、当該専攻科目その他関連科目の担当教員のうちから、法学研究科委員会の選任した審査員によって行う。
- 2) 修士論文・課題研究の審査は、提出者との試問によって行う。
- 3) 修士論文・課題研究の評価は、点数によって表示し、100点満点として60点以上を合格とする。
- 4) 審査委員は、修士論文・課題研究の審査結果を速やかに法学研究科委員会に報告しなければならない。
- 5) 審査に合格した修士論文・課題研究は、本学図書館で保管する。要望があれば閲覧対応を行う。

4. 修士論文審査基準

法学研究科の修士論文審査基準は、下記のとおりである。

- 1) テーマの設定が明確であること。
 - ① テーマ選択の理由が明確であること。
 - ② テーマとの関連における問題点の分析・検討視点が明確であること。
- 2) 分析・検討が論理的であること。
- 3) 少なくともテーマに関連する日本語の文献を渉猟し、それらを自己の視点で分析していること。
- 4) 分析視点到何らかの独創性があること。

基本的には、修士論文である限り、上記の基準を満たしていない場合には、修士論文とは認めない。なお、

 - ① 留学生に関して、国際比較の視点が入ることは望ましいが、少なくともその専門領域に関連する日本の問題状況等を十分に把握していることが必要である。
 - ② 博士後期課程に進む学生については、原則として、少なくとも一つの外国語を利用した国際比較研究が必要である。

5. 課題研究審査基準

法学研究科の課題研究審査基準は、下記のとおりである。

当該院生の生活上、職業上の問題意識に根ざすテーマを法学的ないし政治学的に考察しようとする研究の場合、その成果は課題研究として提出することができる。ただし、次の基準を満たす必要がある。

- 1) テーマの設定が明確であること。
 - ① テーマ選択の理由が明確であること。
 - ② テーマとの関連における問題点の分析・検討視点が明確であること。
- 2) 分析・検討が論理的であること。

博士後期課程

【1】法学研究科で授与する学位

法律学専攻 博士（法学） Doctor of Laws

【2】開設科目

授業科目	単位
特別演習Ⅰ	4
特別演習Ⅱ	4
特別演習Ⅲ	4
法政研究Ⅰ	4
法政研究Ⅱ	2
法政研究Ⅲ	2

【3】履修規程

3-1. 科目の履修

- 博士後期課程標準修業年限3年間に、特別演習Ⅰ～Ⅲ（各4単位）を必ず履修してください。
- 特別演習Ⅰ、特別演習Ⅱ、特別演習Ⅲの順に、各年度に1科目履修してください。
- 博士後期課程院生が修士課程の授業科目を受講することについて、修士課程の授業科目も履修登録のうえ、受講することができます。

ただし、この場合、以下の諸点に注意してください。

- ① 随意科目として単位認定され、修了要件の単位数には含まれません。
- ② 単位認定にあたり、より高度で専門的な水準が求められます。
- ③ 学部と合併して開講される修士課程の授業科目は、履修できません。
- ④ 修士課程の院生が履修登録していない授業科目は、履修できません。

3-2. 修了の要件

法学研究科博士後期課程を修了するためには以下の条件を満たす必要があります。

- 法学研究科博士後期課程に3年以上在学すること。
- 所定の単位について12単位以上（博士論文指導である「特別演習Ⅰ」「特別演習Ⅱ」「特別演習Ⅲ」の12単位修得を含む）を修得すること。
- 龍谷大学学位規程及び龍谷大学大学院法学研究科履修要項に基づき、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。

3-3. 成績評価

成績評価は、個々の科目について定められている単位数に相当する量の学修成果の有無やその内容を評価するために行われます。成績評価は、一般的に100点満点法で評価され、60点以上の評価を得られた場合に所定の単位が認定されます。

(1) 成績評価の方法

成績評価の方法は、シラバスに明示されています。不明な場合は授業担当者へお問い合わせください。

(2) 成績評価の基準

- ①成績評価は、100点を満点とし、60点以上を合格、それを満たさない場合は不合格とします。
- ②履修登録した科目の試験を受験しなかった場合、その試験の評価は0点となります。ただし、この場合でも、試験による評価以外に授業担当者が設定する方法により評価される場合があります。
- ③段階評価と評点の関係は、次のとおりとします。

段階評価と評点	
S (90～100点)	A (80～89点) B (70～79点) C (60～69点)

※上記の段階評価以外に、G（合格）・D（不合格）で評価する場合があります。単位認定された科目の場合はN（認定）となります。

- ④学業成績証明書は、すべて段階評価で表示し、不合格科目は表示しません。
- ⑤学業成績表は、第1学期（前期）分を9月下旬、第2学期（後期）分を4月上旬に配付します。指定された期日に学生証を提示の上、法学部教務課で受け取ってください。

3-4. GPA制度

GPAとは、Grade Point Average（成績加重平均値）のことであり、従来の修得単位数による学修到達度判定に加え、どの程度のレベルで単位を修得したかを一目で表すものとして考えられたものです。

GPAは、各教科の評価点（100点満点）を次表のように換算しなおし、その合計を登録科目の総単位数で割って算出します。

評価点	グレイドポイント
100～90点	4
89～80点	3
79～70点	2
69～60点	1
59点以下	0

GPA =
$$\frac{\sum (\text{登録科目のグレイドポイント} \times \text{単位数})}{\sum (\text{登録科目の単位数})}$$

- ※ 随意科目、履修辞退した科目については、ここでの登録科目には含みません。
- ※ 成績を評価点（100点満点）で評価しない科目は算入しません。

【4】研究指導【法学研究科 博士後期課程】

1) 研究指導スケジュール

年次	内容	研究指導概要
----	----	--------

【1年次】		
4月	オリエンテーション 指導教員の決定	大学院での履修について説明する。 博士論文の作成・提出までのスケジュールについて説明する。 博士後期課程1年次生により提出された指導教員希望届にもとづき、指導教員を決定し、研究計画について検討・指導する。
5月	研究指導計画書の作成・提出	研究指導計画書を作成・提出する。
5月～	研究の進捗状況等の確認・指導	研究の進捗状況等について確認し、研究指導を行う。(随時)
1～2月	博士論文研究発表会	博士後期課程3年次生の研究発表に参加するよう指導する。
【2年次】		
4月～	研究及び博士論文執筆の進捗状況等の確認・指導	研究及び博士論文執筆の進捗状況等について確認し、研究指導を行う。(随時)
1～2月	博士論文研究発表会	博士後期課程3年次生の研究発表に参加するよう指導する。
【3年次】		
4月～	研究及び博士論文執筆の進捗状況等の確認・指導	研究及び博士論文執筆の進捗状況等について確認し、研究指導を行う。(随時)
11月	博士論文提出	
12月	受理委員会の発足	博士（法学）請求審査論文受理委員会を発足させる。
1月	審査委員会の発足	博士（法学）請求審査論文審査委員会を発足させる。
1～2月	博士論文研究発表会 博士論文口述審査	博士論文研究発表会を実施する。 口述審査を実施し、博士論文の審査を行う。
2月	学位授与審議	研究科委員会において、審査報告を行い、学位授与について審議する。
3月	学位授与	

※状況により、上記のスケジュールは変更となる場合があります。

2) 研究指導の方法及び内容

以下の「研究指導計画書」に基づき、研究指導を行います。

詳細については、指導教員に確認してください。

(様式)

作成日 年 月 日

龍谷大学 法学研究科 博士後期課程 研究指導計画書

※指導教員は学生と十分に打ち合わせを行った上で、研究指導計画書を作成してください。

学籍 番号		入学年月	
氏 名			
研究 課題			
研究計画(学会発表・論文作成を含む)【学生記入欄】 ※1年次・2年次・3年次のそれぞれについて記入してください。			
研究指導計画【指導教員記入欄】			
		指導教員 氏名	印
備考			

【5】博士学位の申請にかかる論文等提出要領

博士論文は、その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものでなくてはならない。

(「龍谷大学大学院学則 第13条第5項」より抜粋)

1. 提出書類等 (①～⑦を取り揃えて提出のこと)

- ① 学位申請書 (学位規程様式 別表第6) ……1通
- ② 論文目録……………3通

- ③ 学位申請論文（下記2. 学位論文の体裁参照）
- ④ 学位申請論文要旨……………3通
「龍谷大学大学院論文用紙」（400字詰）10枚以上20枚以下
ワープロを使用する場合、縦書き1頁縦40字×横25行または横書き1頁横40字×縦25行（いずれもA4判用紙）4枚以上8枚以下
- ⑤ 参考論文 参考論文を提出するときは、当該参考論文……………3通
- ⑥ 履歴書（学位規程様式 別表第7）
ただし、著書、論文などが多数にわたる場合には、「研究業績一覧表」を別紙にて提出することができる。
- ⑦ 審査手数料
審査手数料については法学部教務課にお問い合わせください。

2. 学位論文の体裁

- ① 書体
日本語とし、手書き（黒ペンまたは黒ボールペンに限る）、ワープロのいずれかとする。
- ② 用紙・字数
「龍谷大学大学院論文用紙」（400字詰）250枚以上（注を含む）。
ワープロを使用する場合は、縦書き1頁縦40字×横25行または横書き1頁横40字×縦25行（いずれもA4判用紙）100枚以上（注を含む）。
ただし、参考文献、資料等は枚数に参入しない。
- ③ 体裁
製本不要
- ④ 印刷論文等
①、②、③にかかわらず、既に印刷公表された著書・論文等については、これをもって提出することができる。
- ⑤ 提出部数
3通（学位規程）

3. 提出時期

2025年5月下旬（2025年9月課程博士修了認定）

2025年11月28日（金）（2026年3月課程博士修了認定）

※詳細については、法学部教務課までお問い合わせください。

4. 博士学位論文審査基準

博士学位論文は、以下の諸点から総合的に判断し、研究者及び高度な専門知識を有する専門職業人として自立して研究活動を遂行するのに必要な高度な研究能力と、その基礎となる豊かな学識を有すると認められるものでなければならない。

1) 研究テーマと問題設定の妥当性

研究テーマと問題設定に学術的及び社会的意義が認められること。

2) 先行研究との関連性

当該研究分野に関する先行研究を十分に整理したうえで、先行研究との関連性が明らかにされ、かつ研究上の意義が示されていること。

3) 研究方法の妥当性

研究方法が明確に示され、かつ妥当であること。また論文の内容が、提示された研究方法に沿って論理的に構成され、文献や資料が適切に取り扱われていること。

4) 結論の妥当性

当該研究分野の基準から判断して、結論が論理的かつ明確に導き出され、かつ説得的であること。

5) 論文の独創性

テーマと問題設定、研究方法、内容の論理性、結論などから判断して、学術論文としての高度な独創性を備えていること。

6) 体裁

当該学問分野の基準に照らして、学術論文として適切な体裁を整えていること。

5. その他

この「提出要領」に定めのない事項については、すべて「龍谷大学学位規程」の定めるところによる。

【6】単位取得満期退学した場合の『課程博士』学位授与の取り扱い

※2019年度以降の博士後期課程入学生から適用

—龍谷大学大学院学則 抜粋—

第29条 疾病又はその他の事由で退学しようとするときは、保証人と連署して願出なければならない。

2〔省略〕

3 本条第1項によって退学した者のうち、博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者は、学位論文提出のためにさらに入学を願出することができる。ただし、さらに入学できる期間は、退学した翌学期から起算して5学期を超えることはできない。

第38条 入学金・授業料・実験実習料・施設費等学費は次のとおりとする。〔以下省略〕

2～9〔省略〕

10 本学大学院博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学し、課程修了のための学位論文提出のためにさらに入学した者の学費は、論文審査在籍料のみとし、その額は30,000円とする。ただし、理工学研究科の論文審査在籍料は40,000円とする。

—龍谷大学学位規程 抜粋—

（学位授与の要件）

第3条〔省略〕

3 本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士課程を修了した者に、博士の学位を授与する。

4〔省略〕

（学位授与の申請）

第4条 第3条第3項に規定する課程を修了するための学位論文は、博士後期課程に在学し、提出するものとする。

2～4〔省略〕

【7】研究生による博士の学位授与の取り扱い

※2019年度以降の博士後期課程入学生から適用

—龍谷大学学位規程 抜粋—

（学位授与の要件）

第3条〔省略〕

4 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出し、本学大学院の行うその論文の審査に合格し、かつ大学院の博士課程修了者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

（学位授与の申請）

第4条〔省略〕

2 第3条第4項により博士の学位論文を提出して学位の授与を申請する者は、別表第6の様式による学位申請書に、学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、別表第7の様式による履歴書、各3通及び審査手数料50,000円を添えて学長に提出するものとする。

3 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、大学院学則第36条の2に規定する研究生として在学し、博士の学位の授与を申請するときは、第3条第4項による学位としてとりあつかうものとする。

4〔省略〕

【8】 博士後期課程単位取得による依願退学について

大学院法学研究科博士後期課程に3年以上在学し、課程修了に必要な12単位以上を修得し、研究科委員会にてその認定を受けた場合、単位取得による依願退学を願い出ることができます。

【9】 課程博士にかかる学位申請の受理および審査に関する申し合わせ

制定 1996年3月11日

一部改正 1997年12月10日

〔受理委員会〕

1. 本研究科委員会に対して学位申請の申出があったときは、「博士学位の申請にかかる論文等提出要領」1に記載された②論文目録、③学位申請論文および⑤参考論文の提出を求め、研究科委員会は受理するか否かを審査するための受理委員会を設ける。
2. 受理委員会は、研究科委員会の選出にかかる大学院担当者3名をもって構成する。
3. 受理委員会は、同委員会が設置された日から3ヶ月以内に受理の審査を終了し、意見を添えて研究科委員会に報告しなければならない。
4. 研究科委員会は前項の報告に基づき、学位授与申請を受理するかどうかの決定を行う。受理の可否については、研究科委員会において、その過半数の賛成によって決定する。

〔審査委員会〕

1. 研究科委員会が受理の決定をおこなったときは、研究科長は、申請者に対して「博士学位の申請にかかる論文等提出要領」1に記載された④「学位申請論文要旨」の提出を求める。
2. 前項により書類が提出されたときは、研究科長は審査委員会を設ける。研究科委員会は、当該専攻科目の担当教員及び他の関連科目の大学院担当教員から3名の審査委員を選任する。ただし、研究科委員会が必要と認めたときは他大学または研究所等の教員等を選任することができる。
3. 審査委員会は、受理委員会設置の年度内に論文審査ならびに大学院学則第15条に定める最終試験を終了しなければならない。
4. 研究科委員会は、審査委員会の提出にかかわる論文審査報告書および最終試験の試問報告書にもとづき、学位規程第9条3項及び4項にかかわる議決を行うものとする。

付則

この内規は1996年3月11日から施行する。

付則（受理委員会第1条、審査委員会第1条、第2条、第3条、第4条改正）

この内規は1997年12月10日から施行する。

【10】論文博士にかかる学位申請の受理および審査に関する申し合わせ

制定 1996年3月11日

〔受理委員会〕

1. 本研究科委員会に対して学位申請の申出があったときは、「博士学位の申請にかかる論文等提出要領」1に記載された②論文目録、③学位申請論文、⑤参考論文および⑥履歴書の提出を求め、研究科委員会は受理するか否かを審査するための受理委員会を設ける。
2. 受理委員会は、研究科委員会の選出にかかる大学院担当者3名をもって構成する。
3. 受理委員会は、同委員会が設置された日から3ヶ月以内に受理の審査を終了し、意見を添えて研究科委員会に報告しなければならない。
4. 研究科委員会は前項の報告に基づき、学位授与申請の受理につき審議のうえ、受理するかどうかの決定を行う。受理の可否については、構成員の3分の2以上が出席する研究科委員会において、その過半数の賛成によって決定する。

〔審査委員会〕

1. 研究科委員会が受理の決定をおこなったときは、研究科長は、申請者に対して「博士学位の申請にかかる論文等提出要領」に定められた書類（ただし、受理委員会に既に提出された書類を除く）の提出を求める。
2. 学長より本研究科委員会に対して学位授与審査の委嘱があったときは、研究科長は審査委員会を設ける。研究科委員会は、龍谷大学学位規程第7条に基づき3名の審査委員を選任する。
3. 研究科委員会が龍谷大学学位規程第5条2項の「外国語および専攻学科」に関する試問を必要と判断するときは、審査委員会がこれを実施する。
4. 龍谷大学学位規程第5条2項による学位授与審査にあたっての外国語の試問は、次の場合にはこれを免除することができる。
 - ①学位論文の内容から語学力を確認できるとき。
 - ②大学において外国語講読に関する授業を担当した経験を持つとき。
 - ③その他語学力を確認しうる資料のあるとき。
5. 審査委員会は、受理委員会設置後1年以内に「外国語および専攻学科」の試問および論文の審査を終了しなければならない。
6. 研究科委員会は、審査委員会の提出にかかわる論文審査報告書および試問報告書にもとづき、龍谷大学学位規程第9条3項および4項にかかわる議決を行うものとする。

付則 この内規は、1996年3月11日から施行する。

（学位規程様式 別表第6）

学 位 申 請 書		
龍谷大学長 殿	年 月 日	
	氏名	⑩
貴学学位規程第4条第2項の規定により論文に論文要旨履歴書及び論文審査手数料金50,000円を添えて博士（法学）の学位授与を申請いたします。		

※審査手数料は、法学部教務課に問い合わせてください。

(学位規程様式 別表第7)

履 歴 書			
本籍	氏名		
現住所	年	月	日生
学歴 (旧中学、新高等学校以上)			
	年	月	日
職歴			
	年	月	日
研究歴 (論文・著述目録)			
	年	月	日
上記の通り違いありません。	氏名	印	

「論文目録」様式例

論 文 目 録			
	年	月	日
	氏名		
論文			
1. 題目			
2. 印刷公表の方法および時期			
方法			
時期			
3. 冊数	冊		
参考論文 (参考論文がない場合は、なしと記入すること)			
1. 題目			
2. 冊数	冊		

その他

【1】「長期履修学生制度」について

2014年度入学生からを対象とし、職業を有している等の事情により、通常の修了に係る年限では履修が困難な学生を対象に、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することが出来る「長期履修学生制度」を設けています。

1.対象課程

修士課程及び博士後期課程

2.対象者

長期履修学生となることを希望できるのは、標準修業年限での修了が困難な次のいずれかに該当する方です。

- ①職業を有している者
- ②家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者
- ③その他法学研究科が相当な事情があると認めた者

※ ただし、外国人留学生、地域公共人材総合研究プログラムの地域人材育成学費援助奨学生は対象としません。

3.長期履修期間

修士課程、博士後期課程のいずれも上限6年

4.申請手続き

長期履修学生制度を希望する場合は、長期履修開始年度の学年開始1ヶ月前までに法学部教務課に必要書類を提出してください。ただし、修了年度の申請は不可です。

5.長期履修期間の変更

原則、許可された履修期間内での履修を求めますが、やむを得ない事情等が発生した場合は、短縮・延長のいずれかの1回に限り変更を認めます。変更を希望する場合は、必要書類を法学部教務課に提出してください。なお、変更の申請については、短縮を希望する場合は変更後の修了年度の学年開始の1ヶ月前まで、延長を希望する場合は変更前の修了年度の学年開始の1ヶ月前までに行ってください。

6.審査方法（新規申請及び変更）

提出された申請書類等をもとに、法学研究科委員会で審査の上決定します。

7.学費等の納入方法

長期履修学生は通常学費を履修期間に応じて均等に分割納入することとなります。

※ 学費とは別に諸会費が必要となります。諸会費については分割納入にはなりませんので毎年度納入する必要があります。

大学院における長期履修の取扱いに関する規程

制定 平成25年5月16日

（趣旨）

第1条 この規程は、龍谷大学大学院学則第2条の2第7項の規定に基づき、標準修業年限を超えての一定期間にわたる計画的な教育課程の履修（以下「長期履修」という。）の取り扱いに関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 長期履修を申請できる者は、本学大学院研究科に入学する者（以下「入学予定者」という。）又は在学生（修了年次に在学する者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当し、標準修業年限内で修了することが困難な者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) 家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者
- (3) その他当該研究科が相当な事情があると認めた者

2 前項にかかわらず、以下の者は、対象としない。

- (1) 外国人留学生
- (2) 法学研究科修士課程及び政策学研究科修士課程に、地域人材育成に係る相互協力に関する協定により1年制で入学する者
- (3) 経営学研究科修士課程に、地域人材育成に係る相互協力に関する協定により入学又は在学する者のうち、地域人材育成学費援助奨学生である者

(長期履修期間)

第3条 長期履修期間は年度を単位とし、龍谷大学大学院学則第2条の2第7項の規定に基づき、修士課程、博士後期課程ともに6年を限度に認めることができる。ただし、休学期間はこれに算入しない。

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する入学予定者は、入学手続期間内に、在学生は、長期履修開始年度の学年開始の1ヶ月前までに、次の各号の書類を入学又は在学する研究科の長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書
- (2) 対象者であることを確認できる書類
- (3) その他当該研究科長が必要と認める書類

(長期履修期間の変更)

第5条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が、許可された履修期間を事情により変更（短縮又は延長）を希望する場合は、次の各号の書類を、在学する研究科の長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修期間変更申請書
- (2) その他当該研究科長が必要と認める書類

2 前項による変更は、在学する課程において、いずれか1回に限り認めるものとする。

3 短縮を認めることのできる期間は、標準修業年限に1年を加えた期間までとし、申請は変更後の修了年度の学年開始の1ヶ月前までに行うものとする。

4 延長を認めることのできる期間は、第3条に規定の範囲までとし、申請は変更前の修了年度の学年開始の1ヶ月前までに行うものとする。

(許可)

第6条 長期履修及び前条に規定する長期履修学生の履修期間の変更の許可は、当該研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(雑則)

第7条 大学院学則及びこの規程に定めるもののほか、長期履修に関して必要な事項は、研究科が別に定める。

2 第4条及び第5条に規定の書類の様式は研究科が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議会が行う。

付則

この規程は、平成25年5月27日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

付則（平成26年6月26日題名、第2条改正）

この規程は、制定日（平成26年6月26日）から施行し、平成26年度入学生から適用する。

付則（平成27年7月16日第2条改正）

この規程は、制定日（平成27年7月16日）から施行する。

付則（平成28年7月7日第2条改正）

この規程は、制定日（平成28年7月7日）から施行する。

【2】特別専攻生の申し込みについて

特別専攻生を希望される方は、次の要領で申し込んでください。

- (1) 特別専攻生の出願資格は、本学大学院法学研究科の修士課程又は博士後期課程を修了し、さらに研究の継続を希望する者です。
- (2) 申し込みは、以下の書類を提出してください。
 - ① 龍谷大学大学院法学研究科特別専攻生願書
 - ・ 研修費（1学年間：2万円／1学期間：1万円）は、証明書発行サービスより手続き期間内にオンラインで納入の上、必要事項を記入してください。
 - ・ 写真を貼付のこと。
 - ② 龍谷大学大学院法学研究科特別専攻生調査書
 - ・ 推薦者氏名及び捺印が必要です。
 - ③ 研究計画書5枚程度（400字詰原稿用紙、ワープロも可）
 - ・ 様式は、修士論文指定用紙に準じます。
- (3) 2025年度〈後期〉の申込日程は、以下のとおりです。
 - ① 申込期間 2025年9月1日（月）～9月5日（金）
 - ② 申込場所 法学部教務課
- (4) 2026年度〈前期〉〈1学年間〉の申込日程は、以下のとおりです。
 - ① 申込期間 2026年2月24日（火）～2月27日（金）
 - ② 申込場所 法学部教務課
- (5) その他不明な点は、法学部教務課まで問い合わせてください。

特別専攻生規程

制定 平成28年1月14日

（設置）

第1条 龍谷大学大学院学則第36条の9の規定により龍谷大学（以下「本学」という。）大学院各研究科に特別専攻生制度を置く。

（対象と目的）

第2条 本学大学院修士課程又は博士後期課程を修了し、さらに研究の継続を希望する者は、特別専攻生として研究を継続することができる。

2 他大学に在籍する大学院生で、本学大学院理工学研究科における研究指導を希望する者があるときは、本学大学院理工学研究科と当該大学院との協議により、特別専攻生として受け入れることができる。

3 前項により受け入れる特別専攻生に係る事項は、本学大学院理工学研究科と当該大学院との協議により別に定める。

（出願）

第3条 特別専攻生となることを希望する者は、大学院各研究科委員会が別に定める所定の願書にその他必要書類を添えて、所属する研究科の長に願い出なければならない。

2 特別専攻生の選考は、大学院各研究科委員会にて行う。

（期間）

第4条 特別専攻生の在籍期間は、1年間又は1学期間とする。

2 前項にかかわらず、本学大学院文学研究科の特別専攻生の在籍期間は、1年間とする。

3 引き続き研究の継続を希望する者は、期間の更新を願い出ることができる。ただし、在籍期間は通算して修士課程においては3年を、博士後期課程においては5年を超えることはできない。

（研修費）

第5条 特別専攻生は、研修費として1年間在籍する者は20,000円、1学期間在籍する者は10,000円を大学に納入しなければならない。

2 前項にかかわらず、本学大学院理工学研究科の特別専攻生は、研修費として1年間在籍する者は30,000円、1学期間在籍する者は15,000円を大学に納入しなければならない。

（待遇）

第6条 特別専攻生は、大学院各研究科委員会の定めるところにより、次の待遇を受けることができる。

- （1）担当教員の指導を受けること。
- （2）大学院学生の研究を妨げない範囲で、研究施設を利用すること。

（身分証明書）

第7条 特別専攻生には、身分証明書を交付する。

（準用）

第8条 特別専攻生については、大学院各研究科委員会において別に定めるところによるほか、龍谷大学大学院学則を準用する。

付則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度特別専攻生から適用する。

2 この規程の施行に伴い、文学研究科特別専攻生規程、法学研究科特別専攻生規程、経済学研究科特別専攻生規程、経営学研究科特別専攻生規程、社会学研究科特別専攻生規程、理工学研究科特別専攻生規程、国際文化学研究科特別専攻生規程、実践真宗学研究科特別専攻生規程及び政策学研究科特別専攻生規程（以下「従前の規程」という。）は廃止する。

3 従前の規程により在籍していた者が、引き続き本規程により在籍する場合は、従前の規程により在籍していた期間を本規程により在籍する期間に通算する。ただし、経済学研究科特別専攻生規程又は経営学研究科特別専攻生規程により在籍していた者を除く。

【3】 研究生の申し込みについて

研究生を希望される方は、次の要領で申し込んでください。

（1）研究生の出願資格は、本学大学院法学研究科博士後期課程に3年以上在学して退学した者で、さらに、大学院において博士論文作成のための研究継続を希望する者です。

※ 研究生として在学し、博士の学位の授与を申請するときは、再入学（大学院学則第29条第3項）した場合を除いて、『論文博士』による学位（学位規程第3条第4項）としてとりあつかうものとします。（2019年度以降の博士後期課程入学生から適用）

（2）申し込みは、以下の書類を提出してください。

① 龍谷大学大学院法学研究科研究生願書

・ 研修費（1学年間：2万円／1学期間：1万円）は、証明書発行サービスより手続き期間内にオンラインで納入の上、必要事項を記入してください。

・ 写真を貼付のこと。

② 龍谷大学大学院法学研究科研究生調査書

・ 推薦者氏名及び捺印が必要です。

③研究計画書5枚程度（400字詰原稿用紙、ワープロも可）

・様式は、修士論文指定用紙に準じます。

(3) 2025年度〈後期〉の申込日程は、以下のとおりです。

① 申込期間 2025年9月1日（月）～9月5日（金）

② 申込場所 法学部教務課

(4) 2026年度〈前期〉〈1学年間〉の申込日程は、以下のとおりです。

① 申込期間 2026年2月24日（火）～2月27日（金）

② 申込場所 法学部教務課

(5) 研究生を希望される方は、必ず事前に法学部教務課にご相談ください。

研究生に関する規程（「龍谷大学大学院学則」抜粋）

第36条の2 本学大学院博士後期課程に3年以上在学して退学した者で、さらに、大学院において博士論文作成のための研究継続を希望する者は、研究生として研究を継続することができる。

第36条の3 研究生となることを希望する者は、所定の願書に研究計画その他必要事項を記載し、当該研究科長に願出しなければならない。
2 研究生は、当該研究科委員会の選考により、学長が決定する。

第36条の4 研究生の期間は、1学年間又は1学期間とする。

2 研究の継続を希望する者は、期間の更新を願出することができる。ただし、通算して3年を超えることはできない。

第36条の5 研究生は、研修費として年額2万円を大学に納入しなければならない。ただし、理工学研究科については、年額3万円とする。
2 1学期間在籍の場合、研修費については、前項に定める年額の2分の1の金額を納入する。

第36条の6 研究生は、当該研究科委員会の定めるところにより、次の待遇を受けることができる。

- (1) 教授の指導を受けること。
- (2) 大学院学生の研究を妨げない範囲で、研究施設を利用すること。
- (3) 大学院学生の研究を妨げない範囲で、特定の科目を聴講すること。

第36条の7 研究生には、身分証明書を交付する。

第36条の8 研究生については、別に定めるところによるほか、本学則を準用する。ただし、第17条はこれを除く。

【4】学部科目履修の申し込みについて

法学部科目の履修を希望される方は、次の要領で申し込んでください。

(1) 法学部科目の出願を希望される方は、「科目等履修生出願要項」を熟読の上、所定の手続きを行ってください。

(2) 申込みは、以下の書類を提出してください。

- ① 龍谷大学科目等履修生願書（本学所定用紙）
- ② 龍谷大学科目等履修生履修申込書（本学所定用紙）
- ③ 科目等履修生志望理由書（本学所定用紙）
- ④ カラー写真2枚（願書に添付） 縦4cm×横3cm
- ⑤ 最終学校の卒業証明書または修了証明書
- ⑥ 最終学校の成績証明書

※提出の際、「願書（C）審査票」をお受け取りください。

※⑤・⑥については前年度からの継続履修志願者は不要です。

(3) 2025年度第2学期（後期）の申込日程は以下のとおりです。

①申込期間 2025年9月上旬を予定しています。

②申込場所 法学部教務課

(4) 2026年度第1学期（前期）の申込日程は、以下のとおりです。

①申込期間 2026年3月上旬を予定しています。

②申込場所 法学部教務課

(5) その他不明な点は、法学部教務課まで問い合わせてください。

法学研究科学部科目履修に関する内規

（資格）

第1条 龍谷大学大学院法学研究科に在籍し、法学部科目の履修を志願する者の取り扱いはこの規程による。

（出願手続）

第2条 学部科目の履修を志願する者は、所定の願書に受講希望科目を記入し、法学部教務課を経て、法学研究科長に提出する。

（許可）

第3条 法学研究科長は、前条の願書を受け付けたときは、法学研究科委員会の議に基づき、法学部教授会の承認を経て、これを科目等履修生として許可する。

（科目等履修料等学費）

第4条 科目等履修料及び科目等履修審査料並びに科目等履修許可料は学費等納入規程に定めるところにより、その単位の計算方法は学則に準ずる。

2 入学時に法学研究科委員会が修了の条件として在学中に単位修得するよう指定した学部科目は、前項の科目等履修料等学費を免除する。

（科目等履修料免除規定）

第5条 中学校教諭専修免許状（社会）及び高等学校教諭専修免許状（公民）を取得するに必要な科目を履修する場合は、科目等履修料を免除する。

2 中学校教諭1種免許状、高等学校教諭1種免許状（社会・公民を除く）を取得するに必要な科目を履修する場合は、教職に関する科目は科目等履修料を免除し、教科に関する科目は有料とする。

3 「介護等体験」「教育実習指導ⅡA」「教育実習指導ⅡB」等の教職に関する科目の履修は、龍谷大学科目等履修生出願要項に準ずる。

（教育実習費及び介護等体験に係る費用については、個人負担とする）

4 法学部で設置されている、教職課程を除く諸課程の科目等履修については、必修科目のみ科目等履修料を免除する。

（対象外科目）

第6条 履修対象外科目は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 法学部の定めるところにより、「演習」「実習」「卒業論文」関係の授業科目及び「語学」など受講者数を制限した科目。

(2) 前号で定める授業科目の他、科目の性格上法学部が履修を認めない科目。

（単位認定・証明書の発行）

第7条 履修科目の試験に合格した場合は、所定の単位を与え、願い出により証明書を発行する。

付則

この内規は、2006年4月1日から施行する。

付則（2019年1月9日 第5条第3項、第6条改正）

この内規は、2019年4月1日から施行する。

【5】放送大学大学院開講科目の履修と単位認定について

放送大学大学院開講科目の履修を希望される方は、次の要領で申し込んでください。

(1) 認定単位数の上限

A) 法学・政治学コース・税法プログラム所属生

他研究科および放送大学大学院開講科目の単位認定は合計8単位までとする。

B) 地域公共人材総合研究プログラム所属生

他研究科および放送大学大学院開講科目の単位認定は合計8単位までとする。

ただし、地域公共人材総合研究プログラム科目群の他研究科開講科目はこの限りではない。

C) アジア・アフリカ総合研究プログラム所属生

他研究科および放送大学大学院開講科目の単位認定は合計8単位までとする。

ただし、アジア・アフリカ総合研究プログラム科目群の他研究科開講科目はこの限りではない。

(2) 2025年度単位認定対象科目

授業科目名	単位
環境工学（'19）	2
福祉政策と人権（'22）	2
社会的協力論（'20）	2
社会福祉の探究（'24）	2

(3) 単位認定に係る注意

修了年次生が修了年度の第2学期開講科目（9月修了希望生は修了年度の第1学期開講科目）を受講した場合、放送大学の単位認定時期が法学研究科の修了判定時期よりも遅くなる場合があるので、十分注意して履修してください。

※ その他出願時期などの詳細は、法学部教務課で確認してください。

【6】修士論文、課題研究および博士後期課程単位修得認定論文の閲覧について

法学研究科にこれまで提出された修士論文と課題研究および博士後期課程単位修得認定論文は、本人の了承のもとに1部を深草図書館に移管し、利用希望者の閲覧に供しています（ただし、館内閲覧に限ります）。

修士論文と課題研究の閲覧を希望する学生は法学部教務課にその旨を申し出たうえで、法学部教務課にある閲覧許可願を深草図書館へ持参し、図書館閲覧係に申し出てください。ただし、閲覧の時間帯については、閲覧係の指示に従ってください。なお、複写はできません。

博士後期課程単位修得認定論文の閲覧を希望する学生は、直接深草図書館閲覧係にその旨を申し出てください。閲覧の時間帯および複写については、閲覧係の指示に従ってください。

【7】税理士試験における税法科目免除について

本学大学院法学研究科修士課程を修了し（32単位以上の単位取得および修士論文合格が必須）、税法の修士論文が国税審議会の審査に合格すると、税理士試験2科目免除の申請資格が得られます。（平成14年4月1日以降の入学生対象）

※ 免除申請は税理士試験の税法科目に1科目合格している者に限ります。

- ※ 詳細については、国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）「税理士試験情報」でご確認ください。
- ※ 平成14年3月31日以前の入学者は、税理士法の一部改正（平成14年4月1日施行）前の旧法が適用されますので、詳細を国税庁のホームページでご確認ください。
- ※ 科目免除の申請のためには、「学位取得証明書」「成績証明書」「論文の内容及び修士の学位等取得に係る論文であることについての指導教授の証明書（国税審議会所定用紙）」等の各種証明書が必要です。発行までにかかなりの期間を要する証明書もありますので、学位取得後は、速やかに証明書発行の申請をしてください。

学修生活の手引き

【1】届書・願書および各種証明書

法学部教務課窓口で取り扱う届書、願書および各種証明書には次のものがあります。なお、用紙はすべて本学所定のものを使用してください。（法学部教務課窓口で受け取ることができます。）

（1）届書

（※印のものは、保証人の連署が必要。）

事項	添付書類
※保証人を変更する場合	特になし
住所を変更する場合（本人・保証人・緊急連絡先・学費請求先）	特になし
改姓名・学生本人の転居の場合	住民票記載事項証明書

（2）願書

（※印のものは、保証人の連署が必要。）

事項	添付書類	受付期間
※休学願	理由書または診断書	○1年間・第1学期休学 当該年度の6月30日まで ○第2学期休学 当該年度の12月31日まで
※復学願	理由書	○第1学期復学 前年度3月1日から3月31日まで ○第2学期復学 当該年度9月1日から9月30日まで
※退学願	理由書または診断書、学生証	
追試験受験願	理由書、追試験料納付書、診断書等の証明書	当該科目の試験日を含め4日以内 （土・日・祝日は含まない。）

（3）各種証明書の交付申請

[詳しく見る](#)

（4）学校学生生徒旅客運賃割引証（以下、「学割証」）

[詳しく見る](#)

（5）証明書自動発行機の設置場所およびサービス時間帯について

[詳しく見る](#)

（6）裁判員制度に伴い裁判員（候補者）に選任された場合の手続きについて

2009年5月施行の「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（「裁判員法」）に伴い、みなさんが裁判員（候補者）に選任される可能性があります。

「呼出状」が届いて教育上の配慮が必要な場合は、速やかに法学部教務課に相談してください。

裁判員（候補者）を務める場合は、当該研究科長から当該授業科目を授業欠席することおよびそれによる教育上の不利益について講義担当者に配慮を求めることとします。試験については追試で対応することとし、追試料は無料とします。

【2】学籍の取り扱い

1.学籍とは

詳しくはこちら

2.学籍簿

詳しくはこちら

3.学生証

詳しくはこちら

4.学籍の喪失

修了以外の事由で学籍を喪失（本学の学生でなくなる）する場合としては、退学と除籍の2種類があり、さらに退学はその内容により依願退学と懲戒退学に区分されます。

（1）退学

① 依願退学

依願退学は、学生自身の意志により学籍を喪失（本学の学生でなくなる）することです。

依願退学は、学生の意志によるものであることから、いつでも願い出ることはできますが、次の諸手続きが必要です。

ア、大学所定の書式により、退学理由を明記し、保証人と連署により願い出てください。

イ、当該学期分の学費を納入していること（学費の納入と学籍の取得は対価関係にあり、学費の納入の無い者は本学学生と見なすことができず、したがって退学を願い出る資格もありません。なお、学期当初に退学をする場合は、研究科で個別に対応しますので相談してください。）。

また、休学期間中の者も退学を願い出ることはできますが、除籍となった者は、退学を願い出ることはできません。

② 懲戒退学

懲戒退学は、学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した場合、その内容、軽重等を考慮し、別に定める学生懲戒規程により、在学契約を解消することです。

（2）除籍

「懲戒」という概念になじまない事由であっても、大学が一方的に在学契約を解消する必要のある場合があります。このため本学ではこれを除籍として処理しています。しかし、除籍といえども本学学生としての身分を失う点では、退学と同じ結果となるので、その事由は学則により明記されています。

本学学則において定められている除籍の事由は、次のとおりです。

① 定められた期間に所定の学費を納入しないとき。

② 在学し得る年数（修士課程は5年間、博士後期課程は6年間）以内に修了できないとき。

③ 休学期間を終えても復学できないとき。なお、死亡の場合も除籍とします。

5. 休学と復学

学生が疾病またはその他の事情により、3か月以上修学を中断しようとするときは、休学を願い出ることができます。

(1) 休学の願出

休学には、次の諸手続きが必要です。

- ① 大学所定の書式により願い出ること。
- ② 休学の必要性を証明する書類（診断書等）を添付すること。
- ③ 保証人と連署で願い出ること。

(2) 休学期間

〈2010年度以降入学生対象〉

課程	休学期間（連続・通算）について
修士課程	連続して2年、通算して2年を超えることができない。 ただし、特別の理由があると研究科委員会が認める場合には、通算して4年を超えない範囲で休学を認めることができる。
博士後期課程	連続して2年、通算して3年を超えることができない。 ただし、特別の理由があると研究科委員会が認める場合には、通算して5年を超えない範囲で休学を認めることができる。

- ① 休学期間は、1学年間または1学期間のいずれかです。
- ② 1年間あるいは第1学期（前期）休学希望者は6月30日まで、第2学期（後期）休学希望者は12月31日までに法学部教務課窓口在大学所定の書類を提出してください。なお、受付は窓口の開室中に限ります。

(3) 休学中の学費

休学者は、学費として休学する学期の休学在籍料を納入しなければなりません。

(4) 復学の願出

休学者の休学事由が消滅したときは、願出により復学することができます。復学できる時期は、教育課程編成との関係で、学期の始め（第1学期（前期）または第2学期（後期）の開始日）に限定されています。復学の願出は、学期開始日の前1カ月以内にしなければなりません。

6. 再入学

- (1) 退学した者が再び入学を願い出たときは、その事情を調査の上、原年次またはそれ以下の年次に、入学を許可することがあります。（大学院学則第29条第2項）ただし、再入学を願い出たときに、退学した年度を含めて4年以上の場合は学科試験を課します。
- (2) 大学院学則第30条第1項第1号により除籍された者が再び入学を願い出たときは、その事情を調査の上、原年次に入学を許可することがあります。（大学院学則第30条第3項）ただし、再入学を願い出たときに除籍された年度を含めて4年以上の場合は学科試験を課します。
- (3) 休学期間の満了するまでに退学を願い出て許可された者は、再入学を願い出ることができます。
- (4) 再入学を願い出る時は、学費等納入規程に定める受験料を納め、所定の期間内に手続きをしなければなりません。なお、出願期間、出願書類等については入試部に問い合わせてください。

【3】教育訓練給付制度について

法学研究科修士課程は「教育訓練給付制度指定講座」に指定されています。

（1）教育訓練給付制度とは

教育訓練給付金は、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者または一般被保険者であった者（※1）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、受講者本人が教育訓練施設に支払った費用（教育訓練経費）（※2）の20%に相当する額が公共職業安定所（ハローワーク）より支給されるものです。

ただし、その20%に相当する額が10万円を超える場合、支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は、教育訓練給付金は支給されません。

（※1）支給要件期間3年以上の者。ただし初回に限り、1年以上の者。

（※2）教育訓練経費とは、1年目の入学金及び授業料の合計（奨学金が給付されている場合はその額を差し引いた額）。

（2）教育訓練給付金の支給申請について

法学研究科では、修士（法学）の学位を取得した日を「受講修了日」とし、教育訓練給付金の支給申請手続きは「受講修了日」（学位記授与式）の翌日から起算して、1ヶ月以内に手続きをする必要があります。

<手続きの流れ>

- ① 本人の住所を管轄するハローワークにて、支給要件照会を行い、結果通知として発行された「教育訓練給付支給要件回答書」を、入学年度の7月31日までに法学部教務課に提出する。
- ② 受講修了後、入学金および修了までに納入した学費の振込金受領書を法学部に提出する（それまで大切に保管しておいてください）。
- ③ 法学部教務課にて以下の書類を受け取る。
 - ・教育訓練給付金支給申請書
 - ・教育訓練修了証明書
 - ・領収書
- ④ 受講者本人が、本人の住所を管轄するハローワークへ③とともにその他必要書類を提出する。

教育訓練給付制度の詳細については厚生労働省ホームページでご確認ください。

なお、その他ご不明点等ございましたら法学部教務課までお問い合わせください。